

第4章 カントリーレポート：ベトナム

岡江 恭史

はじめに

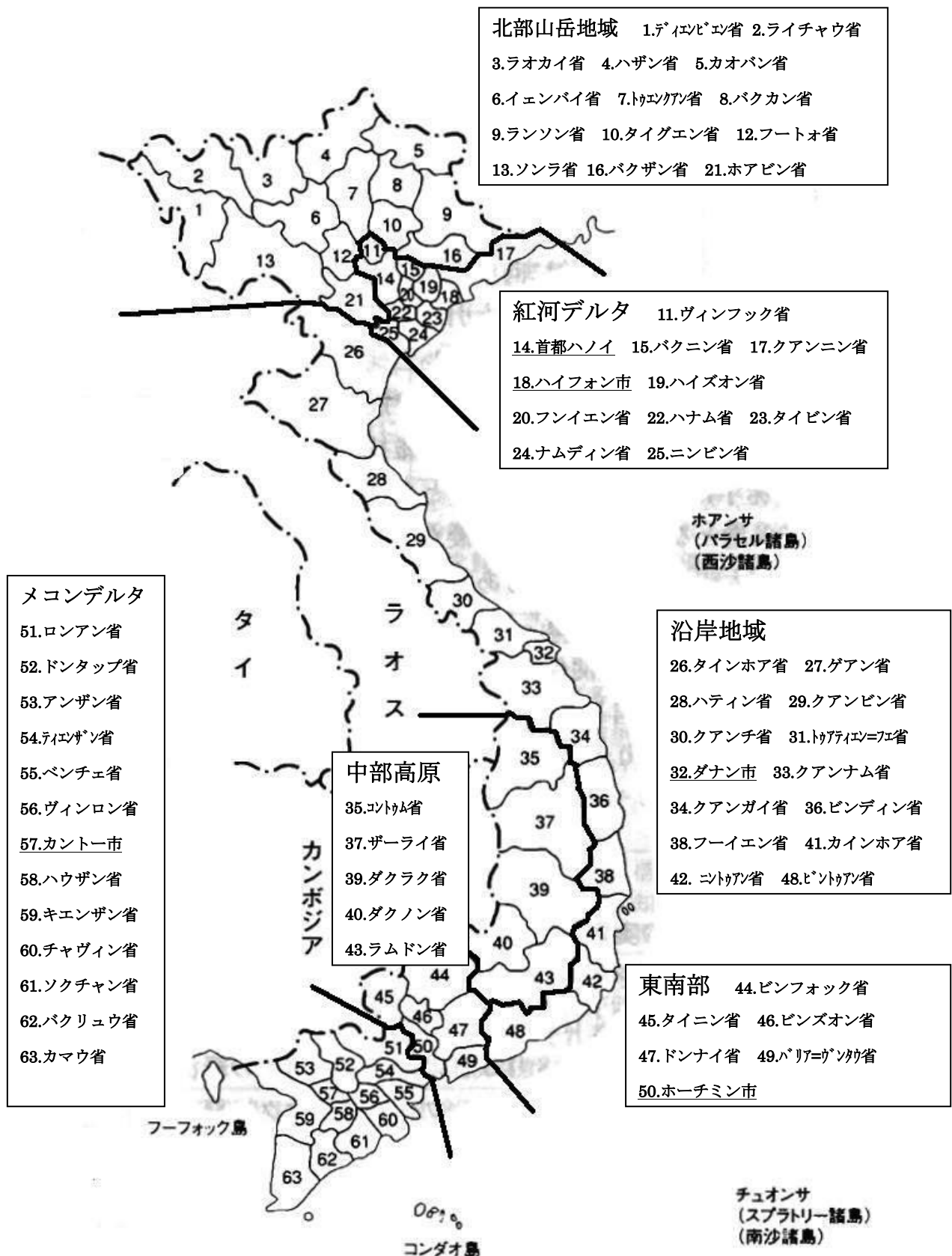
ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示し、2007 年 1 月には WTO（世界貿易機関）の 150 番目の加盟国となった。さらに現在 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に参加している。ベトナムは現在、安い人件費・高い教育水準・若い人口構成・良好な対日感情などから日本にとっても有望な投資先として注目を浴びている。またベトナム側からもアセアンの枠組み以外で最初の FTA（自由貿易協定）対象国として日本を選び（2009 年 10 月に日越経済連携協定 JVEPA 発効）、TPP 交渉参加国の中で初めて日本の参加支持を打ち出すなど日本を重視する姿勢を示している。

農林水産分野では、コメの大輸出国であり 2012 年は過去最高の輸出量を達成して長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。今後とも世界市場においても日本市場においても重要な位置を占めるものと思われる。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第 1 図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北 1650km の細長い国土（東西の幅は最も狭いところで 50km もない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムでは Bien Dong（東海）と呼ぶ）をはさんでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。なお南シナ海のパラセル諸島（ベトナム名；ホアンサ（Hoang Sa）群島、中国名；西沙諸島）は中国と、スプラトリー諸島（ベトナム名；チュオンサ（Truong Sa）群島、中国名；南沙諸島）は中国・台湾・フィリピン・マレーシア・ブルネイとベトナムは領有権を争っている。

ベトナムの国土面積は 331,051km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は 88,773 千人（2012 年）、合計特殊出生率（total fertility rate、一人の女性が一生に産む子供の平均数）は 2.05（日本は 1.41）でありまだ人口増加傾向にある（TCTK（2013））。国土のほとんどが山地であり、平地は南北両デルタ（紅河・メコン）とそれを結ぶ南シナ海沿いの狭隘な小平野のみである。民族区分では人口の 8 割以上を占めるベト族⁽¹⁾が主に平地に居住し、少数民族が山地に多く居住している。

地方行政組織としては 63 の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する⁽²⁾が、複数の省をまとめて、「紅河デ



第1図 ベトナムの地域区分

資料：寺本・坂田(2009)のベトナム地図に筆者が加筆。

注. 下線が省と同格の中央直轄市。

第1表 ベトナム各地域の面積と人口（2012年）

	全国	紅河 デルタ	北部山 岳地域	沿岸 地域	中部 高原	東南部	メコン デルタ
全面積 (km ²)	33,095	2,105	9,527	9,584	5,464	2,360	4,055
うち農地 (%)	30.7	36.8	16.5	19.4	36.3	57.4	64.1
林地 (%)	46.5	24.6	59.9	57.4	51.8	21.7	7.5
人口 (千人)	88,773	20,237	11,400	19,174	5,380	15,192	17,391
人口密度 (人/km ²)	268	961	120	200	99	644	429

資料：TCTK (2013)。

ルタ (Dong bang song Hong)」「北部山岳地域 (Trung du va mien nui phia Bac)」「沿岸地域 (Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung)」「中部高原 (Tay Nguyen)」「東南部 (Dong Nam Bo)」「メコンデルタ (Dong bang song Cuu Long)」という地域区分も用いられる。

紅河デルタはベトナム国家発祥の地であり、ベトナムの王朝はここを拠点に山岳地域や南部へ支配を広げて行った。人口密度は 961 人/km² とベトナムの中でも飛び抜けて高く、現在でも紅河デルタの農村から南部（特に中部高原やメコンデルタ）への移住が行われている。紅河デルタは、コメ・野菜・養豚などの主産地である。北部山岳地域は林地が約6割と全国で最も多くの割合を占め、農地の割合は最も少ない。また民族的にはタイ系の少数民族の居住地である。南北両デルタを結ぶ沿岸地域は農地として利用可能な土地が南シナ海に面した地域に限られている。特に台風常襲地帯である沿岸地域北部は国内でも最貧困地帯である。北部山岳地域の少数民族が栽培しているたばこや沿岸地域の貧農が収入源としている砂糖は社会政策として輸入制限措置がとられてきたが、これらは WTO 加盟交渉の中で関税割当へと移行せざるをえなくなった（岡江(2010)）。中部高原地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部（特に紅河デルタ）からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。ベトナム最大の商業都市ホーチミン市（旧南ベトナム首都サイゴン）周辺の東南部は近年外国投資が盛んで工業やサービス業などが急速に発展しているが、農業分野でも近年コショウ栽培が盛んに行われている。メコンデルタは、コメ・水産養殖・果樹等の主産地である。

本章の構成は以下の通りである。まず「1. ベトナムの歴史と農村社会」において、ベトナム歴史と社会についての基礎知識を整理する。続く「2. 農政動向」において、ドイモイ政策に基づく農政改革の流れと農家の経営基盤を強化するための重要政策（農地・農協・金融）を解説する。「3. 農業生産・貿易動向」において、近年の農業生産・貿易の動向を主食のコメを中心に報告する。

1. ベトナムの歴史と農村社会⁽³⁾

本節ではベトナムの歴史と農村社会の構造を主に中国と対比させながら記述する。中国と対比する理由は、ベトナムが元々中国領であり独立後も中華文明の影響が強く、さらに現在でも共産一党支配体制下で市場経済を進めるという点で類似点が多いため、中国と何が同じで何が違うかを明確にすることで、よりベトナムの特徴が明らかになるからである。

(1) ベトナム国家の成立

前 2000 年ころから大陸部東南アジア一帯に水稻農業が始まったと言われている。紅河の自然堤防上においても大規模な集落が築かれ、周囲の湿地を水田とし石鍬や木製農具を使った水稻農耕が行われた。ベトナム北部（紅河デルタ）においては、前 1000 年頃に雄王（フンヴオン）の文郎（ヴァンラン）国が、続いて安陽（アンズオン）王の甌雒（アウラック）国が存在したことになるが、我が国における神武天皇以上に伝説的な存在であり、どこまでが史実か今となってはつまびらかではない。

中国では紀元前 221 年に秦によって初めて統一されるが、始皇帝の死後まもなくして滅ぶ。その秦末の混乱に乗じて、趙佗が南越（ナムベト）国（首都は現在の中国広東省広州市）を建国し、さらに北ベトナムにも侵攻して上記の甌雒国も滅ぼし併合した。その後、南越国は前 111 年に前漢の武帝によって滅ぼされ、北ベトナムは以後約 1000 年にわたって中華帝国の一部となった。この時代をベトナム史では「北属期」という。

中国において中央集権的な行政システム（郡県制）が本格的に導入されるのは、ちょうど南越国が滅ぼされた、紀元前 2 世紀の前漢武帝期である。形式的には末端まで行政的に統一編成されていたが、末端行政単位の里は、旧来の邑（集落）もしくは邑内の居住集団を引き継ぐ相互に独立性をもった社会集団であった。その後後漢末の戦乱で集住と共同の単位であった里が崩壊し、さらに魏晉南北朝の軍事的混乱を経て、隋唐以降は居住関係とは別に戸数編成による行政編成が作られた。王朝権力が中央集権化の過程で地方の政治権力の排除を目指し、隋代には科挙が導入され、郷里から官吏を推薦するシステムが廃止された。

7 世紀に隋によって北ベトナムを治める交州総管府として開発されたのが、現在でもベトナムの首都となっているハノイである。交州総管府は唐代には安南都護府と改称され、遣唐留学生として大陸に渡った日本人の阿倍仲麻呂も一時期、長官である都護を務めた。隋唐帝国がハノイを開発したのは、この地がちょうど東南アジアから雲南を経由して都（長安）に物資を運ぶルート上にある重要拠点であったからである。

中国では唐が 907 年に滅亡し、五代十国の分裂時代に入った。その過程でそれまでの貴族階級が没落し、その後再び中国を統一した宋（960 年建国）では、皇帝独裁とそれを支える士大夫（科挙官僚）の支配へと移り、市場経済・商工業の顕著な発達がある等、中国社会の構造が根本的に変化した（内藤湖南の提唱した「唐宋変革論」）。この時代に完成し

第2表 ベトナム史年表（仏領期まで）

中国 王朝	ベトナム		
	政治上の出来事	時代区分	農業・農村の状況
秦	前 1000 頃？ 雄王の文郎国 前 3 世紀 安陽王の甌雒国 前 207 趙佗が広東に南越国建国，北ベトナムも支配下に	伝説・初期国家	前 2000 頃 水稻農耕の始まり
漢	前 111 漢の武帝が南越国を滅ぼす	北属期	
隋	604 隋が交州総管府（現ハノイ）設置 →唐代の安南都護府		
唐	907 唐滅亡→中国は五代十国の分裂時代に 938 呉権が南漢（広東）を破り，自立		
宋	1009 李公蘊が即位 1010 首都を昇龍（現ハノイ）に移す。 1054 国号を「大越」とする。 1174 南宋から「安南国王」に冊封。	李朝 ：最初の長期政権	冬春作（乾季作）米が自然状態で限界まで拡大。小規模な人工堤防建設。
元	1225 李朝外戚の陳氏が即位 1288 白藤江の戦い（元軍撃退） 1400 胡氏による皇位篡奪（陳朝滅亡） 1406 陳朝復興を口実に明軍侵攻	陳朝	各地の王族が田庄（庄園）を構え，私兵を雇う。 輪中堤防建設，ムア作（雨季作）米の栽培が増加。
明	1428 明軍を撃退した黎利が即位 （南のチャンパを破り国土拡大） 1528 莫氏による皇位篡奪 （阮淦が黎朝王族を擁立して抵抗→娘婿の鄭検に受け継がれる）	黎朝（前期）	1428 順天均田例（公田制に関する初めての史料） 1486 洪徳均田例（公田の所有権は国家，国家规定による割替期限の設定）
清	1592 鄭松（鄭検の子）がハノイ奪取・黎朝再興（莫朝はカハソン山中で 1677 年まで存続） 1599 鄭王府開設（朝幕併存体制） 1627 阮淦の一族の広南阮氏自立 1786 西山の乱により黎朝滅亡	黎朝（後期） ：ハノイの鄭氏とフエの阮氏の南北対立	1711 永盛均田例（村落の公田管理が一部認められる）
	1802 広南阮氏の阮福暎即位（嘉隆帝） 1804 清から「越南（ベトナム）国王」に封ぜられる。 1820 明命帝即位 1887 仏領インドシナ連邦発足	阮朝	1804 嘉隆均田例（村落による公田管理を追認）

資料：石井・桜井編(1999)，桜井(1987)，桜井・桃木編(1999)より筆者作成。

た中央集権的な行政システムでは、官僚は一元的に中央から任用され土着社会から乖離しており、実際の末端行政は社会的に規制されない私的な請負によって担われた。農村内でも組織的な労働交換制度が無かったため、農繁期の労働も市場を通じて購入された。封建領主がおらず財政も中央権力によって統一されていたこともあり、中国では広域的な流通や貨幣経済が早くから形成されていた。

唐滅亡後の混乱はベトナムに独立の機会をもたらした。938年に呉権（ゴー・クエン）が五代十国の一つ南漢（広東省・広西チワン族自治区・ベトナム北部を支配した地方政権）を破り、王を自称した。これ以後はもはや長期にわたってベトナムが中国の直接支配下に入ることはなくなった。呉権の死後しばらく不安定な状態が続き、その混乱に乗じて中国の宋（北宋）軍が北ベトナム再占領をめざして侵攻してきたが、黎桓（レー・ホアン）に撃退された。その後1009年に、李公蘊（リー・コン・ウアン）が即位し初の長期政権である李（リー）朝（1009～1225年）が誕生した。李朝以降ベトナムの王朝は「大越」国を自称し、その君主は国内的には皇帝と称し独自の元号を使うなど中華帝国とは独立した国であることを主張する。1174年には南宋から「安南国王」に冊封され、中華帝国からも直轄領ではない朝貢国（中華皇帝と当該国君主が名目的な君臣関係をともなう外交関係をもった国）であることを公認された。この時代の中国の対東南アジア貿易は南シナ海から広東省・揚子江を経るルートが主流となり、中国側にとっても多大なコストを投じてまで北ベトナムの直接支配にこだわる必要がなくなったのである。

農業生産の面では、李朝期には冬春作（乾季作）米が自然状態で限界まで拡大し、小規模な人工堤防が建設された。続く陳（チャン）朝期（1225～1400年）には、紅河とダイ川に挟まれた西沱濫原に長大な輪中堤防を建設し、それまで雨季に冠水していた地域が水田として活用できるようになった。このムア作（雨季作）米の栽培が増加したことによって食料生産が増加し、人口も爆発的に拡大した。

国家としては独立したもの、李・陳朝期のベトナムは儒教的な家族原理・王位継承や律令制・官僚制といった中国的な社会・行政システムはまだ浸透しておらず、国家の直接支配が及ぶ範囲も都の周辺に過ぎなかった。中国的な官僚制の整備は次代の黎朝期に行われた。

（２） 反中国のための「中国化」ーベトナム国家のアイデンティティ

陳朝期には元軍の侵略を受けたが、これを自力で撃退できるほどの実力を独立国ベトナムはもつようになった。1400年に胡（ホー）氏による皇位篡奪によって陳朝が滅亡すると、陳朝復興を口実に明軍が侵攻してきたが、この侵略も黎利によって撃退された。この黎利（レー・ロイ）が1428年に即位し、黎（レー）朝が成立した。この時代のベトナム王朝は、中華帝国からの自立のために中華文明（特に儒教と科挙官僚制度）を積極的に摂取して中華帝國的な集権的な国家体制を築きあげていった。この「反中国のための中国化」という態度は一見矛盾しているようにもみえるが、明治維新以降の我が国が欧米諸国の植民地

にならないためにその文明を吸収して急速に近代国家を築きあげていった過程と似た環境だと考えるとわかりやすい。この時代からベトナムは北の中華帝国と対等なもう一つの文明国であるとの自負をもっていた。

神話伝説はそれ自体史実ではないが民族の自画像を知る上で有用である。ベトナム（ベト族）の建国神話は以下の通りである。中国の神話伝説時代の帝王である神農の三代目の子孫である帝王には二人の子供がいた。帝王は賢い弟（禄続，ロクトク）に位を譲ろうとしたが，禄続はこれを固辞した。仕方なく帝王は，兄を北方の王に，禄続を南方の王にした。禄続は洞庭君の娘と結婚し，貉龍君（ラクロンクワン）が生まれた。貉龍君は成長して，山人の仙女である嫫婁（アウコ）と結ばれ，100 人の男の子が産まれた。子供たちが大きくなると貉龍君は 50 人の息子を率いて海岸の平野へ，嫫婁は残りの 50 人の息子を率いて山地へ行き，別れて暮らすことになった。貉龍君に随った 50 人の息子の中から，雄王という王が出て，（1）で前述したベトナム最初の国家とされる文郎国を建国した。神話の前半部分で，自分たちは漢族（中国人）と同祖の文明人であることが主張される。後半部分では周辺諸民族と自分たちは同じく血を分けた同胞であるとして，ベト族が漢族とは別の文化・習俗を持つことを主張している。この建国神話が体系化されるのは，ベトナムの国家のアイデンティティが確立した 15 世紀頃のこととされる。

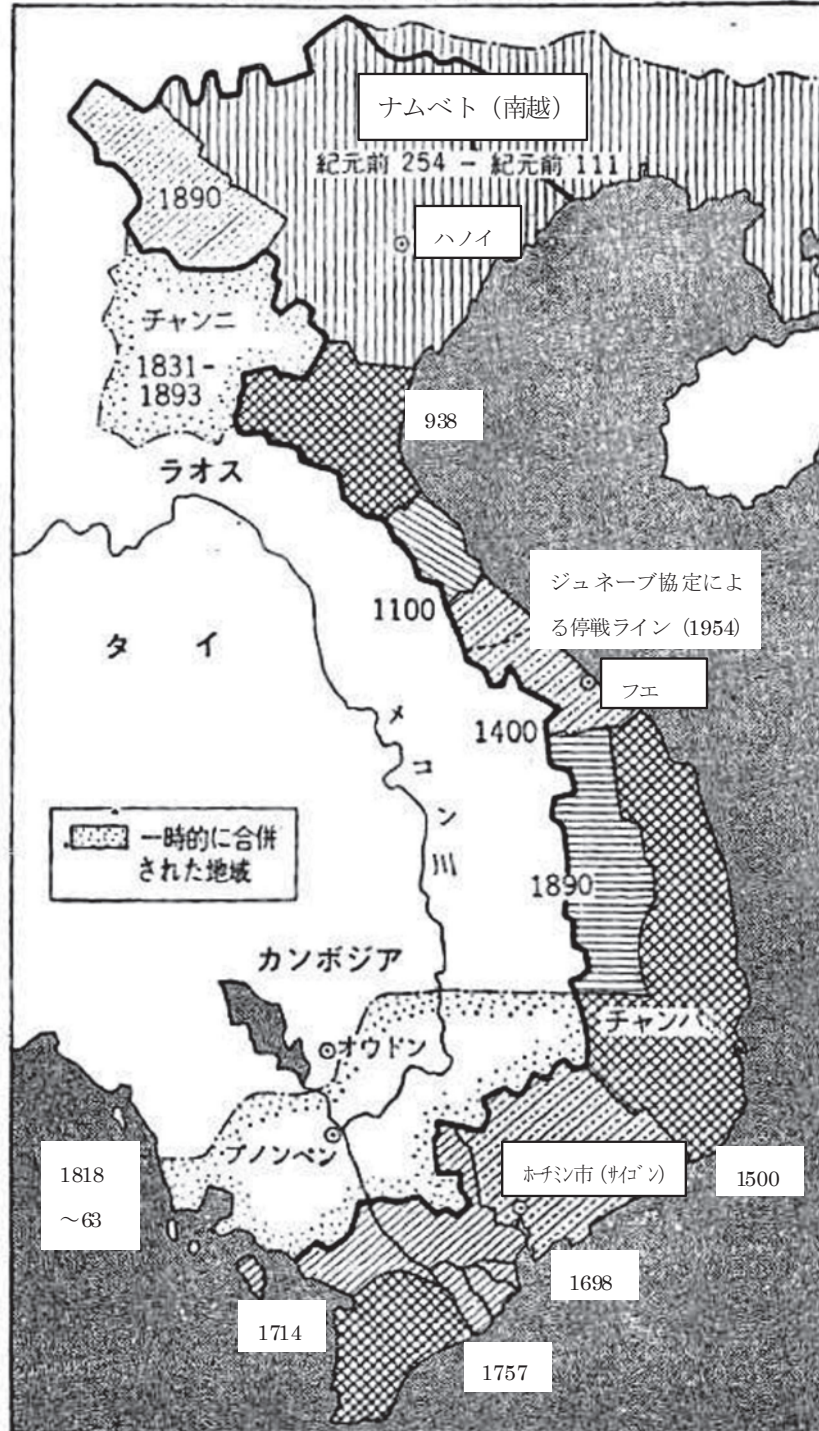
ここで周辺諸民族（現在の北部山岳地域に住む少数民族）に対するベト族の王朝の対応をみておく。北部山岳地域の東部は「越北地方」とも呼ばれ，中国と接することからベトナムの安全保障にとって重要な地域である。そのためベト族の王朝は，この地域のタイ族系の土侯に王女を嫁がせるなどして積極的に結びつきを強くしていった。越北地方のタイ系民族は現在タイ（Tay）族と呼ばれ，文化面でもベト族への同化が進んでいる。なお 2001 年から 10 年近くベトナム共産党書記長（党のトップ）を務めたノン・ドゥック・マイン（Nong Duc Manh）は，越北地方のバクカン省（第 1 図の 8.）出身のタイ族である。これに対して北部山岳地域の西部（西北地方）は，はるかに緩やかな結びつきであった。この地域の土侯の中にはベト族の王朝と現在のラオスにあったランサン王国に双方に朝貢するものも多かった。西北地方のタイ系民族は現在ターイ（Thai）族と呼ばれている。

黎朝聖宗（在位 1460～97 年）期にベトナムでは科举官僚制が定着したが，聖宗没後 30 年で，（3）で後述のように莫氏による篡奪によって黎朝は事実上解体した。その後南北分裂にともなう戦乱・混乱を経て，19 世紀に阮朝がベトナムを再統一し再び中国的な科举官僚制導入を行うが，わずか半世紀後にはフランスの侵略を受け，安定的な中央集権体制を築けないままフランスの植民地となった。

（3） ベトナム的村落共同体の成立とその特徴

黎（レー）朝の開祖黎利（レー・ロイ）が即位した 1428 年に出された順天均田例は公田制に関する初めての史料である。公田とは黎朝が税金を徴収するために，陳朝の田庄（王族の庄園）や戦乱で荒廃した無主の民田を帰休兵士に分給して耕作させた土地である。

ベトナム帝国国境 紀元前111年～紀元1863年まで



第2図 ベトナム南進地図

資料：フォール（高田訳）（1966）.

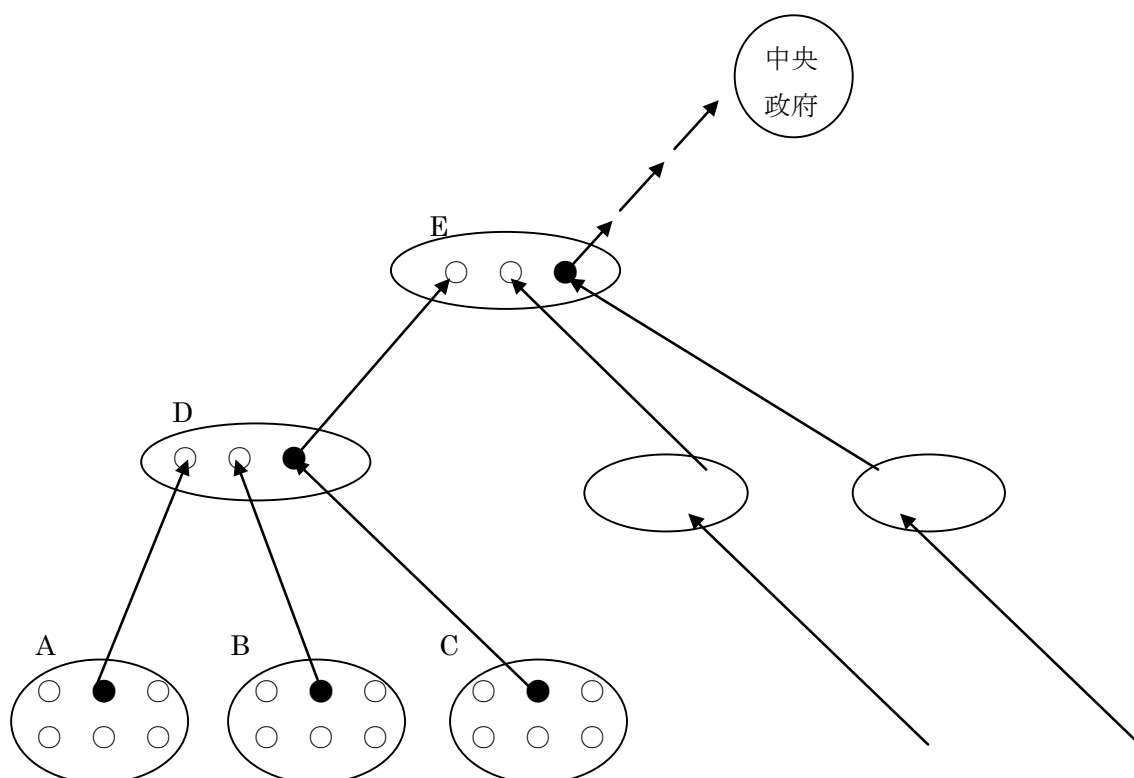
1486年の洪徳均田例は国家の公田支配を明確に規定している。公田の分給と割替強制は中央から派遣された地方官が行うことを規定し、給田の持ち分を決定する等階が詳細に示されている。府県官が、公田を管理する社（行政村）の責任者として村落の有力者を社長として任命し、社長は戸籍（公田割替と同じく6年ごと）・田簿を作成して提出する。税の徴収は府県官の責任とされた（桜井(1987)）。

なおこの当時のベトナム（大越国）は現在のベトナム全体の北半分しかなく、その南（現在の沿岸地域南部および中部高原）にはチャンパという民族系統も異なる国が存在していた。黎朝はこのチャンパを破り次第に南方へ領土を拡張していった。第2図はベトナムの南方への領土拡張（南進）の過程を図示したものである。

1528年に莫（マク）氏によって皇位が篡奪され黎朝が一時滅亡するが、阮淦（グエン・キム）が黎朝王族を擁立して抵抗し、この運動は娘婿の鄭検（チン・キエム）に受け継がれた。1592年に鄭松（チン・トゥン、鄭検の子）によって都ハノイが奪還され黎朝は形の上では復興するが、実際には鄭氏一族が実権を握り日本の朝幕併存のような二重権力体制が存在していた。南部（首都フエ、第1図の31.）には実質的に阮氏（阮淦の一族）による独立王国が存在し、以後約200年に渡ってベトナムはハノイの鄭氏政権とのとフエの阮氏政権の南北に分裂した⁽⁴⁾。

東南部とメコンデルタはもともとクメール族（カンボジア人）の居住する地域であったが、17世紀以降阮氏政権が支配をすすめてベト族を入植させていった（第2図参照）。1771年、阮氏の支配する西山（タイソン、現在のビンディン省（図1の36.）の西部）で農民反乱が起き、この西山反乱軍はフエの阮氏政権とハノイの鄭氏政権の双方を滅ぼし、介入してきた清軍も撃退して一時的にベトナム全土を統一した。その後結局、阮氏一族の阮福暎（グエン・フオック・アイン）がベトナム全土を再統一した（1802年即位）。阮福暎は清に「南越」国王に封じられることを希望したが、清は現在自領となっている広東・広西を支配したかつての南越国と同じ名を許さず、結局1804年に文字を逆にした「越南」という国名を許した。この阮（グエン）朝時代の国名「越南（Viet Nam, ベトナム）」が現在でも使われる国名「ベトナム」の由来である。

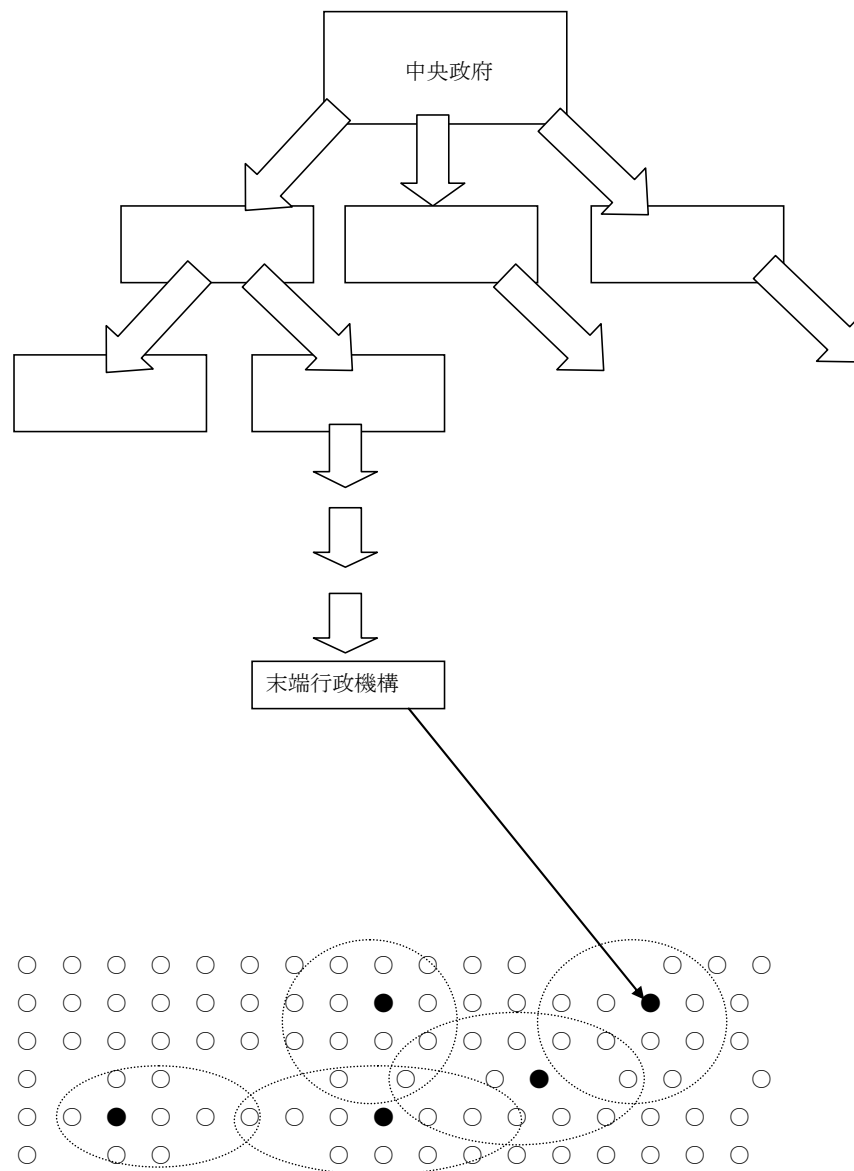
上記のような戦乱の中で、かつて政府の命令で国有地（公田）を管理する単位だった「社」が特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった。史料的な裏付けとしては、ベトナムが南北に分裂した黎朝後期（1711年）に出された永盛均田例において村落の公田管理が一部認められるようになり、さらに阮朝の1804年に出された嘉隆均田例においては村落による全面的な公田管理が追認されるようになった（桜井(1987)）。数百年にわたる公田管理の伝統を持つ紅河デルタの村落は、ベトナム戦争のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置としての合作社を支える基礎となった。



第 3-1 図 日本社会の構造

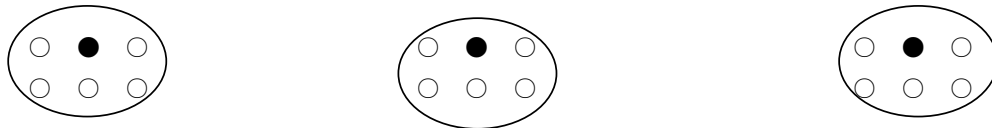
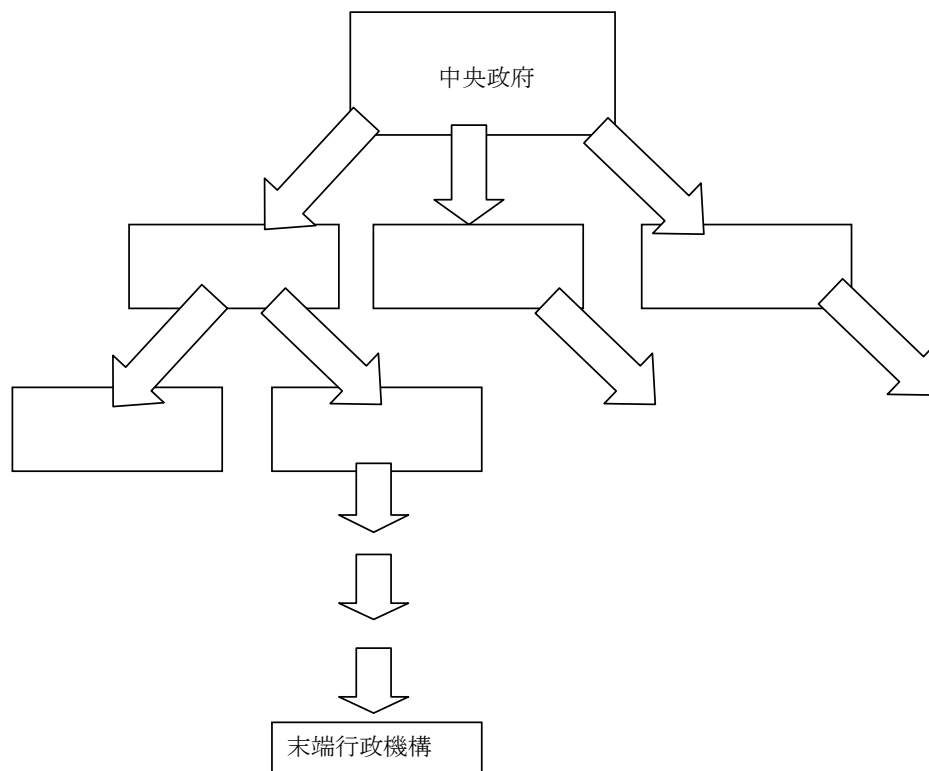
上記の時代に成立したベトナム農村社会の構造を明確にするために、日本・中国を交えた 3 ヶ国の社会構造を中根千枝の「タテ社会」論（中根(1967)(1978)）を参考に比較検証する。

日本社会（第 3-1 図参照）において個々の人民は、日常的な接触が可能な範囲で単一の末端集団（共同体）を形成し、複数の共同体には原則として所属しない。末端集団（図では楕円 A, B, C）はより高次の活動の発展のために、それぞれのリーダー（各楕円内の●）が統合の組織（楕円 D）を形成する。D はそれぞれのメンバーが代表する共同体の利益を調整する場であるとともに、より上位の統合組織（楕円 E）に対しては自らの利益を代表するリーダーを選出する。このように下から組織がタテに幾重にも積み重なって最終的に頂点（行政機構では中央政府）までつながっている。このような数珠つなぎ構造は、系統農協を典型例として現在でも日本の多くの組織で見られる。



第 3-2 図 中国社会の構造

これに対して中国社会（第 3-2 図参照）では、中央政府から科挙官僚が地元の人民とはまったく無関係に派遣され、末端行政機構は人民とは直接接触をもたず、行政事務請負の胥吏や徴税請負の包攬人といった私的な請負によって人民管理が担われた。集団とは影響力のある個人とそれに服従する人々の範囲としてのみ成立する。よって、リーダーが欠けたり能力を失うとすぐに集団は消滅する。日本のように自分を守ってくれる安定した所属集団（共同体）が存在しないため、人民の側もリスク回避のために複数の集団に所属する。また末端行政機構に所属する者や関係者自身がリーダーとなって集団を形成する場合もある。元々人民の側に閉鎖的な集団が存在しないために、有力であり利益をもたらすと見なされれば、よそ者であっても集団のリーダーとして受け入れられる。



第 3-3 図 ベトナム社会の構造

ベトナム社会（第 3-3 図参照）は日中の折衷型である。行政機構自体は中国の科举官僚制をまねて中央集権的だが，末端の人民は日本と同様の閉鎖的な村社会（明確な境界とメンバーシップ，共有財産，自治機能という類似点）を形成している。しかし前述の第 3-1 図のように日本では下から数珠つなぎのように連続する構造をしており，権力者と人民も中間の階層で統合の組織（一種の共同体）を形成する。日本の近世村落を例にとると，人民は権力側に貢租や夫役の納入を行う反面，権力側も灌漑整備や技術普及などを行う（「御救」「撫民」）など双務的な関係であった（大鎌(2012)）。これに対して，ベトナム村落が自立した 17～18 世紀は，戸籍の改訂が 50 年ごとにしか行われずその間税負担が不変であった（上田(2010)）。このように権力側は事実上村落行政を放棄し，日本のように双務的な関係を築けなかった。

(4) 独立運動と共産革命

阮朝越南国発足後まもなくフランスのベトナム侵略が始まり、ラオスとカンボジアとともに仏領インドシナ連邦となった。現在ベトナム最大の農業地帯となっているメコンデルタはフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓された。植民地政府は土地をフランス人及び対仏協力ベトナム人に払い下げ、当地域における大地主制が成立した。20世紀初頭、急速な近代化によって白人帝国主義国に勝利（日露戦争）した日本の経験に学ぼうとベトナム独立運動家の間で日本への留学運動（東遊運動）が起き、日本でも犬養毅らが留学生受け入れに尽力した。だが日本政府がフランス政府の要請に基づいてベトナム独立運動家の国外退去を命じたことから、その後はソ連の支援を受けた共産主義者が独立運動の中核を占めるようになった。1930年10月にはコミンテルン（ソ連の指導下に活動した共産主義の国際組織）の正式な支部として仏領インドシナ全域の革命を目指すインドシナ共産党が結成された。1940年に日本軍がフランス（親独ヴィシー政権）との合意の下に仏領インドシナに進駐すると、翌41年にインドシナ共産党の指導の下でベトミン（ベトナム独立同盟）が結成された。

1945年8月、日本軍の降伏によって生じた軍事的空白という千載一遇の独立の好機を利用して、ベトミンが蜂起し権力を奪取した（8月革命）。翌月2日にハノイでベトナム民主共和国の樹立が宣言されるが、ベトナムの独立を認めないフランスとの間で戦争が行われた。ディエンビエンフーの戦いでベトミン軍がフランス軍を破ると、フランスは北ベトナム撤退を余儀なくされることになる。一方南部ではフランスの再占領が成功し、1949年に阮朝最後の皇帝バオダイ（Bao Dai）による親仏政権（ベトナム国）が樹立された。結局1954年7月のジュネーブ停戦協定によって、フランス軍の撤退と2年後の南北統一選挙の実施が合意された（当協定による停戦ラインは第2図参照）。当協定によって一時の平和を得た共産政権は、北部において土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革（cai cach ruong dat）を実施した。土地改革によって一人あたり土地面積はほぼ平準化し、食料生産も増大した。

その後北ベトナムでは中国と同様に農業集団化が行われた。しかし、中国の場合は人民公社が集団農業生産組織と末端行政組織を兼ね（政社合一）、共同食堂のように個々人のプライベートな領域まで公権力が介入してきたのに対して、ベトナムの場合は集団農業生産組織としての農業合作社と末端行政組織である社（王朝時代の社より広範囲）は別々の組織であり、村落自治の伝統を持つ農民社会のプライベートな空間は残された。

(5) 冷戦下のベトナム

1949年の中国における共産政権の誕生（中華人民共和国成立）と翌年の朝鮮戦争によって、アメリカは「共産主義封じ込め」を世界戦略として、ベトナムにおいても共産政権を敵視することになった。1955年、アメリカの後ろ盾を得た南ベトナム（ベトナム国）首相

ゴ・ディン・ジェム (Ngo Dinh Diem) はバオダイ帝を廃位して自らが大統領となり (ベトナム共和国成立), ジュネーブ停戦協定によって実施が予定されていた南北統一選挙を拒否して共産政権との対決を深めた。東西冷戦構造の中で東側陣営の一員としての立場を鮮明にせざるを得なくなった北ベトナムでは, 1959 年にベトナム労働党⁽⁵⁾ 第 15 回中央委員会拡大総会を開いて南部親米政権の武力による打倒を決定した。その実施のため翌年には南部における親共勢力を結集して南ベトナム解放民族戦線⁽⁶⁾ を結成させた。当初南ベトナム親米政権への経済軍事援助のみに徹していた米国は 1964 年に北爆 (北ベトナムへの軍事攻撃) を開始し, 北ベトナムも東側諸国の軍事支援を受けて対抗した。結局ベトナム戦争は, 1975 年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収するという形で終結した。

翌 76 年統一ベトナム (ベトナム社会主義共和国) が発足したが, 共産政権による中央計画経済体制は, ハイパーインフレーション・食糧不足・工業の停滞・失業者の低下などベトナム経済の破綻をもたらした。アメリカという共通の敵を前に団結していた中越両国は, ベトナム戦争末期の米中接近 (72 年のニクソン米大統領訪中), 74 年の中国の南シナ海のパラセル諸島 (それまで南ベトナムが実行支配) 占領によって対立が激化していった。さらにベトナム戦争後の 77 年にはカンボジアの波尔・ポト政権⁽⁷⁾ がかつてベトナムに奪われたメコンデルタを奪回しようと攻撃を開始すると, 中国はこれを支援した。これに対してベトナムは反波尔・ポトのヘン・サムリン派を擁してカンボジアに侵攻し, 79 年 1 月に首都プノンペンを制圧して親越政権を樹立させた。中国は 2 月, 「懲罰」と称して自らベトナム北部へ軍事侵攻を行うも, ベトナム軍に撃退された (中越戦争)。翌年に制定されたベトナム社会主義共和国憲法 (三宅(1983)) は, その前文で「中国覇権主義」の侵略から祖国を防衛したことをベトナム共産党の功績として高らかに歌い上げ中国敵視を鮮明にした。

厳しい国際環境と経済情勢の中でベトナム共産政権は, 集団農業生産の修正をせざるを得なくなった。1981 年 1 月 13 日共産党中央書記局は 100 号指示 (DCSVN(1981)) を出し, これまでの生産隊単位による共同作業から, 各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100 号指示によって農家世帯は, 合作社からの請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。この改革は農家の意欲を刺激し, 多くの農家が請負を完遂したうえにさらに 5~20% の余剰生産をなした。100 号指示に始まる農政改革はその後のドイモイ政策による経済自由化を先取りするものであった。

(6) ドイモイ体制下のベトナム

1981 年の 100 号指示によって食糧供給に関する不安を取り除いたことによって, その他の部門における自由化も進めやすくなった。翌年のベトナム共産党第 5 回大会から重工業中心の旧ソ連型開発モデル⁽⁸⁾ からの転換が図られるようになった。フランス及びアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって, 資本主義への転向と批判されうる市場経済の導入には理論武装が必要であった。

当大会では、封建社会・植民地主義から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでには長期の「過渡期」が存在し、その前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである。この戦略は経済の窮状を打開するための一時的なものであったが、86年の第6回党大会ではこれが正式に継続され、さらに外国直接投資の積極的導入が主張された。これがいわゆるドイモイ（Doi Moi）政策と呼ばれる今日までの市場経済化路線を決定づけた。続く第7回党大会（91年）ではさらにドイモイ路線を推し進め、国有部門の主導性を前提（「主要な生産手段の公有」）としながらも私有制を含む多様な所有形態も認められるようになった（トラン(2003)）。

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革—農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易及び投資の自由化、為替レート的一本化、等—によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済⁽⁹⁾の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告（World Bank(1996)）が出されたのが1996年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。当大会で採択された1996～2000年経済開発戦略には、①さらなる高度成長への志向②雇用促進と各地域の均等開発（特に後進農山村・地域への社会政策の強化）という2つの特徴が現れている（竹内(1997)）。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放（事実上の資本主義化）であり、②は社会的公正の実現（理念としての社会主義）である。ドイモイ政策はこの両者のバランスを取りながら進められることになった。

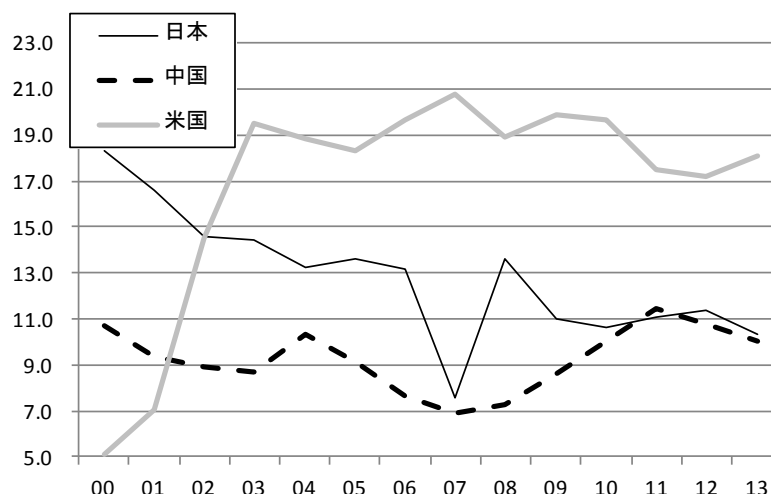
中国では市場経済化を進めた改革開放の開始（1978年党第11期3中全会）から市場経済化がもたらした問題の解消を目指した和諧社会建設の提唱（2004年第16期4中全会）まで26年間かかったのに対して、ベトナムではドイモイ開始以降わずか10年で行われたことは注目に値する。特に上記②は単なる貧困層や条件不利地域対策だけではなく、少数民族の国民統合という問題を含む重要問題である。先に豊かになれる地域から発展した中国に対して、ベトナムは地方間格差の是正に敏感である。これは前述のようにベトナムは安定的な中央集権体制を築けないままフランスの植民地となったため、地方により配慮しなければ国家の運営ができないことを意味している。

1990年代以降はかつての敵国であった西側諸国や中国との関係を急速に改善した。対東南アジアでは、ベトナムはアセアンに95年7月に加盟し翌96年1月にはアセアン自由貿易地域(AFTA)の共通効果特惠関税(CEPT)スキームにも参加した。2006年にはほとんどの品目の域内関税が5%以下となった。対米では、94年2月にアメリカは75年より続けてきた対越経済制裁を全面解除し、95年8月には国交正常化条約に調印した。そして2001年12月には米越通商協定が発効した。対日では、92年11月に日本は79年度以降見合わせてきた円借款の再開を決定し、2004年12月には日越投資協定が発効した。2009年10

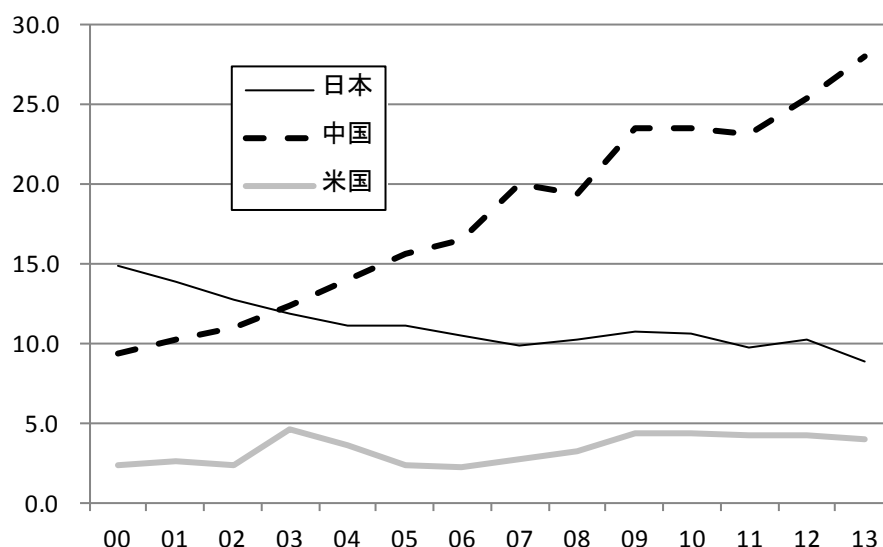
月には日越経済連携協定（JVEPA）が発効した。対中では、91年11月に国交正常化し後述のように近年は経済関係も緊密になっている。上記のような全方位外交によって WTO 加盟国の合意を徐々に得ることができた結果、2006年11月に WTO 一般理事会はベトナムを 150 番目の加盟国・地域として承認することになった。ベトナムは 1995 年1月の WTO 発足時より加盟申請を行っていたが、あしかけ 12 年をかけて国際社会・経済への参入の総仕上げともいえるべき WTO 加盟を果たした。

2006 年には APEC の、2010 年には東アジアサミットの議長国を務めるなど、ベトナムは経済面だけではなく政治の面でもアジア太平洋地域において存在感を増している。特に 2010 年 10 月 30 日に開催された第 5 回東アジアサミットにおいて、それまで「ASEAN + 6（日中韓印豪・ニュージーランド）」だったサミットメンバーに、翌年からさらに米露の二カ国を加えることを決定したのは、当地域が中国一カ国の圧倒的な影響下に置かれることを恐れる東南アジア諸国（特にベトナム）の意向が背景にあると考えられる。

第 4-1、4-2 図はベトナムの輸出入金額に占める日本、アメリカ、中国の割合である。輸出についてみると 2000 年時点では日本が圧倒的 1 位だったが、米越通商協定が発効した 2001 年移行はアメリカへの輸出額が急増し、いまやアメリカが圧倒的な 1 位となっている。日本は徐々に比率を下げ、現在では中国と同じ水準にまで落ちている。輸入に関しても 2000 年時点では日本が 1 位だったが、中国が急成長して今や圧倒的な 1 位となっている。輸出に比べてアメリカのシェアはずっと少ない。なお中越間では、ベトナムから中国へは原材料を輸出し、中国からベトナムへは加工品を輸出するという構造が年々強まってきている。対中警戒心の強いベトナムにとって、このような中国の経済的植民地に陥っている状況は非常に憂慮すべきことであろう。ベトナムが現在 TPP への参加に意欲を示している経済上の理由として、世界第一位の経済大国であるアメリカの市場が開放されることによって中国との間で発生している貿易赤字を解消したいという目論見もあると考えられる。



第 4-1 図 ベトナムの輸出金額に占める日米中の割合（2001～13 年，％）



第 4-2 図 ベトナムの輸入金額に占める日米中の割合（2001～13 年，％）

資料（第 4-1, 4-2 図とも）：ベトナム統計総局・税関総局（ジェトロ・ハノイセンターから入手）。

2. 農政動向

（1） ドイモイ路線による農政改革

「1.（6）ドイモイ体制下のベトナム」で前述した様に、ベトナムの経済改革には①市場経済化と対外開放（事実上の資本主義化）と②社会的公正の実現（理念としての社会主義）という 2 つの柱があった。農業は地理条件に左右されることから、特にその改革にはこの 2 つを満たすように慎重に進められた（第 3 表参照）。

重工業中心から農業重視への転換を決めたベトナム共産党第 5 回大会の前年（1981 年）には、各農家世帯を生産単位として公認する党中央書記局第 100 号指示が出され、すでに実質的な脱集団化は始まっていた。この改革は農家の意欲を刺激したが、農業合作社による集団生産管理が依然として残り、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか 20%であった。さらに 88 年の党政治局第 10 号議決（DCSVN(1988)）では、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが 40%と倍増し、翌年からはコメの輸出国に転じた。93 年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた（後述（2）1）参照）。

ここまでは上記①の方針に基づくものであり、これによって農業生産の量的拡大をもたらした。前述のような順調な経済発展に貢献した。だが経済発展に伴う弊害への対策が主張

されるようになった第8回党大会（96年）の前後の時期からは、①に加えて②に基づく社会的公正をもとめる政策も目立ち始めてきた。例えば、93年には価格安定基金（Quy Binh On Gia）が設立された。95年には政府（労働・傷病兵・社会省が中心）が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保融資を手がける貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）が設立された（後述（2）3）参照）。これに加えて少数民族・山岳地域委員会（省と同格の政府組織）を主管とする新たな貧困対策プログラムが98年7月31日付首相決定第135号（CPVN(1998)）によって始められた。このいわゆるプログラム135号は対策を要する地域を社（行政村）レベルまで指定（その多くが山岳少数民族地域）し、当該地区における土地無し農民に未開墾地を優先的に分配したり国有地に優先的に契約できる権利を与えるなど、より直接的な支援を行うことになっている。さらに99年には重要な経済プロジェクト及び条件不利地域の開発において優遇金利貸付・利子補給・債務保証の3業務を行う開発支援基金（Quy Ho Tro Phat Trien）が設立された。

これに対して①の方針に基くものとして、96年には合作社法が制定され、合作社は市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した（後述（2）2）参照）。2000年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府議決第9号（CPVN(2000)）が出された。具体的には、新技術の導入・生産と加工販売との効果的結合・農村内インフラ整備・外国市場の情報収集とマーケティング能力開発・商業的農産品販売に備えた行政の効率化などである⁽¹⁰⁾。これは①の路線上にはあっても、それまでの量的拡大一辺倒からは方針が修正されている。

2001年の第9回党大会において採択された「2001～2010年の経済・社会発展戦略」においては、アセアン（1995年加盟）・米越通商協定（2000年調印）に続く目標としてWTO加盟を掲げる（藤田(2006)）とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している（石田(2002)）。これに沿うように、2002年には前述の貧民銀行を改組して社会政策銀行（Ngan Hang Chinh sach Xa hoi）が設立された。

上記の自主的な農政改革に加えて、WTO加盟に際しては貿易制度の改変や輸入関税の引き下げ等、既存加盟国からの要求に基づいて呑まざるを得なかったものも多かった。そのような厳しい条件下であったにも関わらず、ベトナムは重要な品目に関してはできるかぎり防衛の努力を行った。特に国内の条件不利地域で栽培されている砂糖などの品目では、関税割当による輸入の歯止めをかけることができた（岡江(2010)）。

第3表 ドイモイの2つの柱とベトナムの農政改革

共産党大会及び重要な事件	ドイモイの2つの柱	
	①市場経済化と対外開放 (事実上の資本主義化)	②社会的公正の実現 (理念としての社会主義)
1976. 統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）成立 1982. 第5回党大会 （農業重視。市場経済導入。） 1986. 第6回党大会（外資導入推進。ドイモイ路線確定。） 1991. 第7回党大会（私有制を認める）。対中国交正常化。 1995. WTO 設立（ベトナム加盟申請）。アセアン加盟。対米国交正常化。 1996. 第8回党大会 （社会的公正の実現を明記） 2001. 第9回党大会（少数民族出身のマイン書記長選出）。米越通商協定発効。 2006. 第10回党大会（ズン首相就任） 2007. ベトナムの WTO 加盟。 2011. 第11回党大会（主要な生産手段としての公有制を非明記）	1981. 党中央書記局第100号指示（各農家世帯を生産単位として公認） 1988. 党政治局第10号議決（集団農業体制解体） 1993. 土地法改正（実質的な農地私有制） 1996. 合作社法制定（合作社を市場経済下の協同組合に） 2000. 政府議決第9号（海外向けに農産品の高品質化促進） 2003. 土地法改正（農地集積と民間農場の奨励） 2005. 首相決定第150号	1993. 価格安定基金設立 1995. 貧民銀行設立（貧困世帯向け低利融資） 1998. プログラム135号（条件不利地域への援助） 1999. 開発支援基金設立（同上） 2002. 社会政策銀行設立 2003. 農地使用税撤廃

出典：筆者作成。

注. ベトナムの各農業政策の①②の分類はどちらの要素が強いかによる便宜的なものであり、実際には各政策のいずれも①②双方の要素が含まれている。例えば 1996 年の合作社法は脱集団化の完成という視点で見れば①の面が濃厚であるが、反面市場経済下において農民の価格交渉力を付けるという点では②の要素もある。また 1995 年設立の貧民銀行も、その融資対象者はあくまで「労働力と生産活動を行う能力がありながら資金が不足している」農家であり、市場経済下における農業経営体育成という面で見れば①の要素も存在する。

(2) 重点政策の解説

本項では、ドイモイ政策の下で個々の農業経営体の経営基盤を強化することを目的とした3つの重要な政策（農地・農協・金融）を取り上げ解説する。

1) 農地政策

(i) 土地法改正

「1. ベトナムの歴史と農村社会」で前述したように 1980 年代に農業の脱集団化が行われ、93 年には土地法が全面改正された。93 年土地法（QHVN(1993)）は、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を個人世帯に与えた（第3条2項）。また農林水産用地の使用期間に関しては、一年生作物地および水産養殖地は 20 年間・多年生作物は 50 年間の長期使用を認め使用期間終了後も違反行為等がなければ継続使用を認める事とした（第20条）。また土地面積に関しては、一年生作物地は 3 ha まで、それ以外は政府の規定によるものとした（第44条）。この 93 年土地法から土地権利証書の発行が始まり現在ではほぼすべての農家に交付されている。

その後 98 年に 93 年土地法の一部の条文が補足・修正された。98 年における特に重要な改正点として、第22条において 98 年改正の発効以前から制限面積枠を超えて農地を使用している場合には土地交付期間の 2 分の 1 の期間中は追加納税によって継続使用が許可され、継続使用期間終了後または 98 年改正発効以降の超過面積も「借地」という形で許可され、93 年土地法第44条の制限面積以上の農業経営も事実上認められるようになったことである（QHVN(1998)）。その後 2001 年の改正を経て、93 年土地法改正以来の全面改正である新土地法（QHVN(2003a)）が 2003 年 11 月 26 日に国会で可決され、2004 年 7 月 1 日より施行された。

93 年土地法第44条では個人世帯の長期使用が認められる一年生作物以外の土地面積は政府の規定によるものとされていたが、2003 年土地法では多年性作物地はデルタ地域で 10ha・山岳地域で 30ha までと法律で明記された（第70条第2項）。また高収量・高品質な水稻栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・新技術の導入策をとることを規定した（第74条第1項）。そして水稻栽培専用農地の工芸作物・養殖・非農業への転換を規制した（同第2項）。国が民間農場（後述(ii)参照）への奨励策をとることも規定された（第82条第1～2項）。これは 2000 年 9 号議決における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地の専門化を促すものである。

ベトナムでは上記のように 1993 年土地法で実質的な私有化を認めた。これに対して中国の場合は、農地は国有ではなく集団有であり現在でも抵当権は認められていない。ベトナム（特に北部の紅河デルタ）では農地が農家にとって水田は生存維持のために必須のもの

であり、その私有化が認められたことは農民福祉の面では評価できる。しかし後述のように分散錯圃状態で大規模化が難しいことから政策拡大の面では課題が残る。

(ii) 農地の交換分合と民間農場の発展

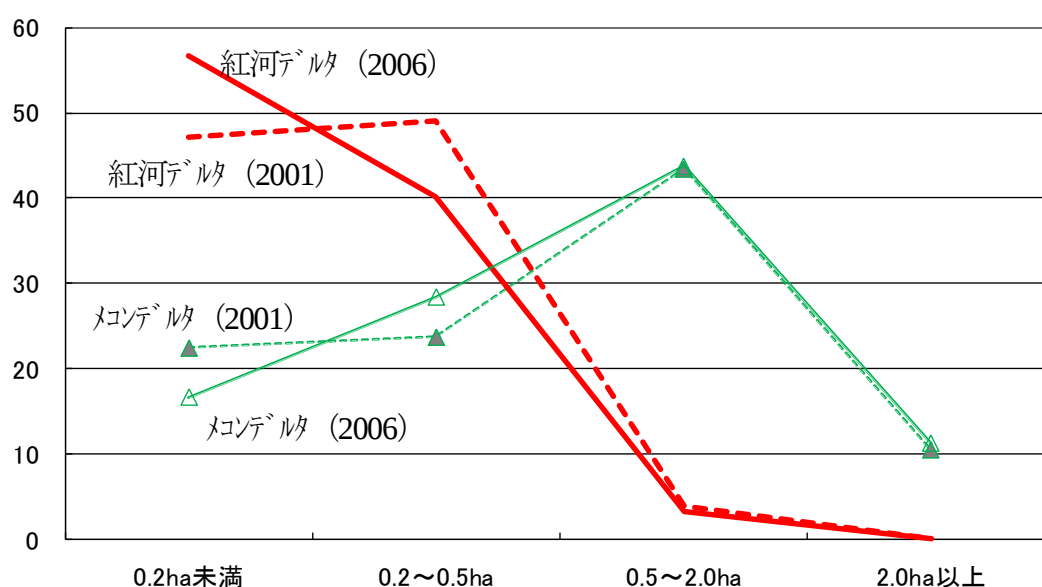
第5図は、2001年及び2006年に行われた『農村・農業・水産業センサス』(TCTK(2003)(2007))からベトナムの南北両デルタにおける経営規模(農用地面積)別に見た農家世帯の分布を計算したものである。両デルタを比較してみると、紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等であるのに対して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい土地所有の不平等化が進んでいるという違いが見られる。また2001年から2006年の変化を見ると、紅河デルタでは「0.2ha未満」層の割合が上がる反面、「0.2～0.5ha」層の割合が下がってきている。これまで一番大きかった中間層「0.2～0.5ha」層にいた一部農民が最零細層の「0.2ha未満」層に転落しており、比較的均等であった紅河デルタにおいても市場経済化の流れの中で格差が広がってきていることがわかる。一方メコンデルタでは逆に「0.2ha未満」層の割合が下がり「0.2～0.5ha」層の割合が上がっている。これは2000年9号議決以降の生産適地への集中という方針を受けて狭小な農地が耕作放棄されたことを示しているであろう。紅河デルタでは水田耕作の主目的が農家自身の食用にあるためこのような耕作放棄があまり起きていないと思われる。

紅河デルタでは元々村落共同体的結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。分配に際しても単に一人あたりの農地面積を均等にするだけではなく土地等級(地味)ごとの平等性も追求されたため、さらに細分化された。例えば筆者が調査したナムディン省(第1図の24)とハイズオン省(第1図の19)の村では一世帯あたりの約2反の零細経営であり、それがさらに5～10筆程度に分かれていた。この土地分配は脱集団化の初期においては農家の生産インセンティブを刺激しコメ生産の労働集約的な発展をもたらしたが、国際市場への全面参入を迎えて効率性を追求するために農地の交換分合(don dien doi thua)が行われた。これは借地や土地使用権の譲渡ではなく各農家世帯が使用権を有する農地面積を維持したまま各農家間の農地を交換して集積させる政策である。上記の両調査村では2003年の交換分合によって一世帯あたり4筆以内に収まるようになった⁽¹¹⁾。

これに対してメコンデルタでは、脱集団化において元の持ち主に農地が返還される事が多かった。市場経済化・国際化の中で経営規模拡大を推進したい政府はこのような土地の不平等を黙認しつつ、民間農場⁽¹²⁾(trang trai)による農業生産を支援する政策を推進している。2000年2月に政府議決3号によって民間農場は法的な地位を確立し、さらに前述のように2003年土地法では国が民間農場への奨励策をとることが明記された。

「1.(6)ドイモイ体制下のベトナム」「2.(1)ドイモイ路線による農政改革」で前述した様に、ベトナムの経済改革(ドイモイ政策)は、①市場経済化と対外開放(事実上の資本主義化)と②社会的公正の実現(理念としての社会主義)の両立を図りながら進められてきた。農地の交換分合と民間農場の奨励という①の路線の政策が行われた2003年

においても、②の路線にあたる農地使用税の減免措置が行われた。これは自らが使用権を持つ農地もしくは農業合作社や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を 100%免除する一方、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、土地法の定める制限面積以上は 50%の減免措置として、社会的弱者にも配慮している。



第5図 南北両デルタにおける経営規模別農家世帯分布（2001，2006年）

資料：TCTK(2003) (2007).

注：単位は%。

2) 農協政策

(i) 合作社法

「1. ベトナムの歴史と農村社会」で前述したように 1980 年代から農業経営の決定権が合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され，農業生産における合作社の役割は著しく縮小することになった。ベトナム政府は，ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり，それが 1996 年の合作社法（QHVN(1996)）制定につながった。

96 年合作社法第 7 条には組合員の自由加入の原則（1 項）・民主的運営の原則（2 項）・自治独立の原則（3 項）・出資額もしくはサーヴィス利用高に応じた剰余金分配の原則（4 項）・合作社間協力の原則（5 項）が明記されている。さらに 2003 年の改正で第 5 条 2 項に公開の原則が追加された（QHVN(2003b)）。これらの原則は ICA（国際協同組合同盟，International Co-operative Alliance）の協同組合原則にほぼ沿っている（第 4 表参照）。

つまり、合作社はかつての社会主義的集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合⁽¹³⁾へとその法的位置づけが根本的に転換したのである。

これに対して中国の場合は、2006年になってやっと農民專業合作社法が制定された。土地法・合作社法など、一見ベトナムの方が中国より法整備が進んでいるように見えるが、必ずしも現実の経済状況を反映したものではなく、合作社（農協）も実際には中国の方が発展している。ベトナムは、コメコン崩壊（1991年）によって旧東側の援助が打ち切られたことから、先進資本主義（旧西側）諸国の援助に依存し、価格自由化や国有企業のリストラなど急進的な改革を飲まざるを得なかったのである。

第4表 協同組合原則とベトナム合作社法

協同組合原則	ベトナム合作社法（1996年・2003年）の条項
第1原則：自由加入・公開の原則	自由加入の原則（1996年法第7条1項） 公開の原則（2003年法第5条2項）
第2原則：民主的運営の原則（一人一票制）	1996年法第7条2項および第28条3項
第3原則：剰余金処分の原則（利用高に比例しての組合員への分配）	1996年法第7条4項
第4原則：自治独立の原則	1996年法第7条3項。 2003年法では、96年法第11条の合作社内の共産党細胞の記述が削除され、自己の利益を侵害する行為に対して合作社自身が申立する権利（第6条11項）が追加。
第5原則：教育促進の原則	1996年法第9条10項
第6原則：協同組合間協力の原則	1996年法第7条5項
第7原則：地域共同体への貢献の原則	

資料：ベトナム合作社法は1996年法（QHVN(1996)）および2003年法（QHVN(2003b)）原文より。

(ii) 合作社の類型

合作社法施行⁽¹⁴⁾以降、集団農業生産時代に設立された農業合作社は解散もしくは合作社法に適合するように転換した上で存続しているが、それら以外の新しい合作社も誕生してきている。ここでは合作社の現状を把握する枠組みとしてグエン・ターイ・ヴァンの分類法（Nguyen Thai Van (2002), 第5表参照）を取り上げる。その理由は、第一に合作社法施行以降に設立された新しい合作社も含む幅広い合作社を対象にしていること、第二に明確な定義によって合作社を類型化していること、第三にヴァンがベトナム農業省第一幹部養成学校（Truong Can bo quan ly nong nghiep va phat tren nong thon I）に所属しており政策決定に近い今後の動向を把握する上で有益であることである。

ヴァンはまず農業関連の合作社を、旧合作社から転換した「転換型合作社」と合作社法

第5表 現代ベトナム合作社（農協）の類型

合作社の類型	転換型合作社	新設合作社	
		再結成型合作社	独立型合作社
ヴァンによる定義	旧農業合作社が合作社法に適合するように転換した合作社	合作社法施行（97年）以降に設立された合作社	
		旧合作社を解散・清算して再結成した合作社	旧合作社とは全く独立に設立された合作社
2002年末現在の総数 (BNNPTNT(2003))	6,852	2,039 (再結成型・独立型の内訳は不明)	
組合員となる農民	旧来からの組合員 (管轄内の大多数の農民)	合作社結成時に出資金を出した農民（一部の裕福もしくは経験や運営能力のある農民だけ）	
サービス提供対象	組合員である農民	管轄内のすべての農民	組合員である農民
サービス内容	旧合作社から引継いだサービス ^注	水利または給電のみの合作社が多い	設立目的である単一事業（酪農・養殖など）
ヴァンから見た利点	なし	所有関係や目的が明確で組合員のモチベーションが高いので効率的な運営（特に独立型は活動的）	
ヴァンから見た問題点	市場動向への未対応，所有関係が曖昧，地方政府からの干渉，など	非組合員農家による合作社サービスのただ乗り	農民間の不平等化を促進し，農村内の火種となる可能性

資料：合作社数は BNNPTNT(2003)，その他は Nguyen Thai Van (2002)。

注. Nguyen Thai Van (2002) では具体的な記載はないが，一般的には水利・給電・種籾供給・技術指導など。

施行以降に設立された「新設合作社」の二つに大別している。転換型合作社の多くは業務が活発とは言い難い。具体的には，市場動向を把握して農民に対して情報提供や作物指導などの適切な対応を取れる合作社幹部が少ない，出資額やサービスの利用高に応じた分配が行われていない など，旧合作社から名目的に転換しただけのところが多い。また名前も同じ「合作社」で幹部の顔ぶれも集団農業生産時代と変わらないために，地方政府の方も意識改革がなされておらず，旧来同様に行政の干渉を受けやすい。ヴァンはもう一方の新設合作社をさらに，旧合作社を一旦解散した上で新たに設立された「再結成型合作社」と旧来からの農業合作社とは全く独立に設立された「独立型合作社」に分類している。再結成型合作社は，旧合作社を一旦解散（その際に資産を評価して債権債務関係を清算）した上で新たにに出資金を出した農家だけを組合員として設立される。この型は，旧合作社のように管轄内のすべての農民ではなく一部の裕福もしくは経験や運営能力のある農民だけを組合員としている（但しサービスは管轄地区内の全農民が対象）ため，生産隊のような下部組織を通さず執行部が直接サービスを実施している。またサービスの種類は非

常に少なく、多くは水利・給電のみに限定されている。独立型合作社は、特定の目的のために新たに設立されたものなので、多くは一種類のサービスに特化（酪農・野菜加工・養殖など）している。この型は中央政府の指示ではなく、農民の実際の要求や市場の需要に応じて設立されたため、非常に活動的であり利潤追求の面で効率的である。再結成型・独立型ともに新設合作社は、出資金を含む合作社財産の帰属と所有関係が明確である、合作社の事業目的（サービス内容）が明確である、組合員が加入するときに必ず出資をしなければならないのでモチベーションが高い、等の理由で転換型合作社よりも運営が効率的に行われている。その反面問題点として、再結成型合作社は組合員ではない農民が水利などの合作社サービスを無料で使用（ただ乗り）すること、独立型合作社は一部の裕福な農民だけを組合員としているため農村内の新たな対立の火種となる可能性があること、が挙げられる。

(iii) 合作社の将来

ベトナム（特に北部の紅河デルタ）では村落自治の伝統があり、集団農業時代の歴史的背景を有する「転換型合作社」は、日本農協の大きな特徴として指摘されている、①事業における総合主義（多目的事業の兼営）、②組織における属地主義（ゾーニング）と網羅主義（全戸加盟）、③機能における行政補完という3点（太田原(1992)）をほぼ満たす。そのため、開発援助の実践に関わる日本人農業経済学者の中にはベトナムこそ「日本型総合農協」の発展の可能性があると期待する者もいる（泉田(1999), Cho(2001)）。しかし、「3）農業金融政策」で後述するようにベトナムの合作社は日本農協の主要業務である信用事業を担っていない。

上記の通り、ヴァンの認識では新合作社法以降に新しく設立した「独立型合作社」が最も評価が高い。ベトナム政府は合作社法を制定する際して FAO の協力を得、ベトナム農民組織の目指す方向性として基本的には欧米型専門農協（「独立型合作社」）をモデルとしてきた。さらに前述の 2000 年 9 号議決においてもこの種の合作社の育成が明記されているように、ヴァンの認識はほぼ現在のベトナム政府の農協政策を代弁するものといえてよい。だがこのタイプの合作社はまだ数が少なく、市場対応できる農民組織の発展には課題が多い。

中国ではかつて集団農業生産を率いた人民公社が完全に解体され、改革開放後に農民専門合作社（農協）が新たに設立されている。その実態は、農産物加工企業や農産物販売業者といった非農家が主導して取引先の農家に結成させるものが多い（苑(2013)）。市場経済で常に競争している事業者が核となっているためこういった農協は市場対応能力は高い。ベトナムにおいても、外部の非農家と連携して市場対応すべきだが、その受け皿となる農民の結束が狭いムラ社会のために阻害している。例えば日本では、自治村落の上に行政村があり、郡があり、県がありと数珠つなぎ構造になっている（前掲第 3-1 図参照）が、同じく村落自治の伝統があるベトナムの場合は、村落とその上の行政レベルとの連携がうまくいっていないため（第 3-3 図参照）に、村を越えるリーダーシップの形成が難しい。逆

に村落自治の伝統がなくても、中国の場合のように行政による働きかけや個々人の関係があれば、組織形成は可能である（第3-2図参照）。現在の中国では、村の幹部や郷鎮企業の経験者らが農民專業合作社のリーダーにもなっている事例が見られる（田原(2009)）。

市場經濟化を進めるベトナムでは国家が直接流通を管理したり特定組織に独占権を与えることは最早できない。今後は、政府（特に地方政府）が広域の農民が交流する場を設けたり、有能で意欲のある農民を都市の流通業者や企業に紹介するなど、農民組織形成に結びつく政策を地道に一步ずつ進めていくしかないであろう。

3) 農業金融政策

1980年代の脱集団化によって農家世帯が生産の基本になり、また市場經濟化の進展によって農家世帯への経営支援のための金融制度の整備が重要になってきたことから、90年代以降農家個人世帯への貸付が行われるようになった。

(i) 農業金融機関の種類

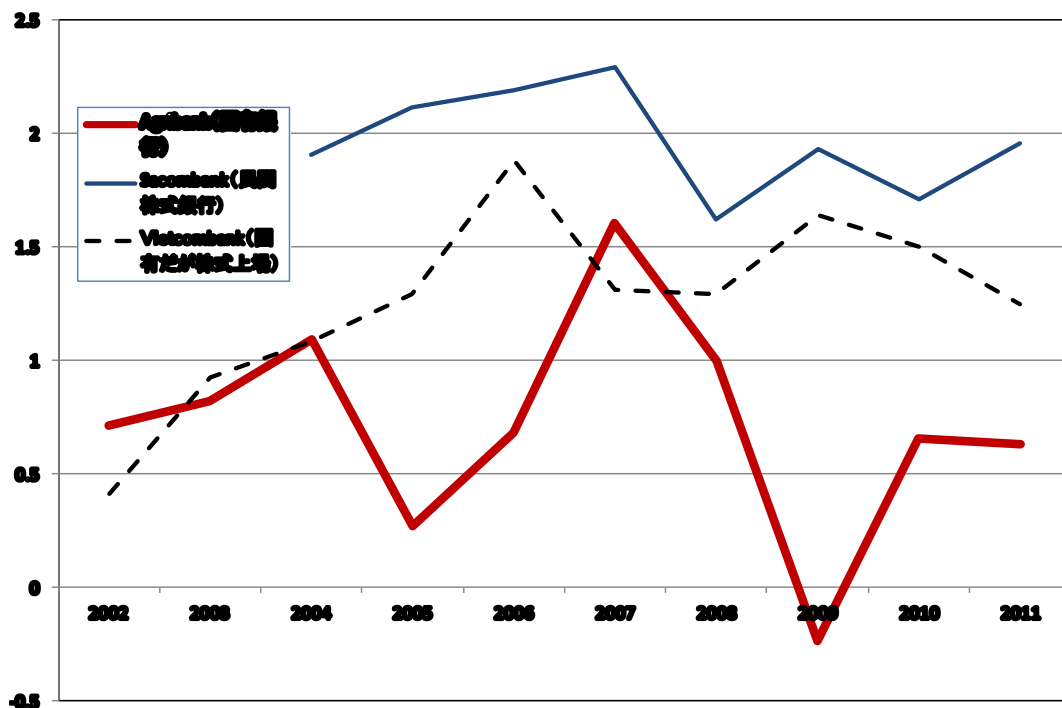
現在ベトナム農村で活動している金融機関のうち、最も大きな地位を占めるのが、農業農村開発銀行（Ngan hang nong nghiep va phat trien nong thon）である。同銀行は1988年に中央銀行であるベトナム国家銀行から独立した。2011年現在、貸付金額の総計は443兆4,760億ベトナムドン（NHNNPTNT(2012)）である。元々は合作社や国営企業のような組織中心の貸付であったが、90年代から個人への貸付を増やしている。ハノイに本店があり、各地方レベル（省、県、社）に支店がある。基本的には独立採算であり、その資金源は自らが調達した預金・公社債である。また貸付に際しては担保を取るのが基本だが、1999年3月30日付け政府首相決定第67号（CPVN(1999)）によって個人の借入は1,000万ドンまで無担保になり、さらに2010年4月12日付け政府議定第14号（CPVN(2010a)）によって5,000万ベトナムドンまで無担保となった。

また、農業農村開発銀行の貸付を受けられない貧困世帯への政策的低利貸付を目的に貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）が設立され貸付が96年から開始された。貧民銀行は本部はハノイにあるものの、地方においては自らの支店をもたず農業農村開発銀行の支店に業務を委託していた。また農業農村開発銀行の副支店長が貧民銀行の支店長を兼任していた。貧民銀行業務が農業農村開発銀行にとって財務的に負担になっていることもあり、貧民銀行は2002年に社会政策銀行（Ngan Hang Chinh Sach Xa Hoi）に改組され2003年から業務が開始された。社会政策銀行はこれまでの貧困世帯に加え、各種の政策的な融資（条件不利地域への優先的貸付、農村の水質改善、学生への奨学金など）も手がける（NHCSXH(2003)）。社会政策銀行になってから地方に独自の支店を持つようになった。2011年現在、貸付金額の総計は103兆7,310億ベトナムドンとまだ農業農村開発銀行よりは少ない。またその資金源も改組以降は預金を集めるようになったが、2011年の負債のうち預金の割合はわずか3.2%にしか過ぎず、国家銀行（中央銀行）からの借り入れが30.6%、政府保証債権が20.9%（NHCSXH(2012)）と事実上政府の補助によって運

営されている。貧民銀行とその後身の社会政策銀行の貸付対象となる「貧困世帯」は、労働・傷病兵・社会省（Bo Lao dong thuong binh va Xa hoi）の定める貧困基準による（NHCSXH(2003)）。

（ii）二つの国有銀行の問題

現在ベトナム農村では、上記の二つの国有銀行以外の民間の金融機関は農村には浸透していない。旧貧民銀行の社会政策銀行への再編は、貧民銀行業務による農業農村開発銀行の負担を軽減し、政策金融は社会政策銀行が専門に行い農業農村開発銀行は商業金融を行うという方針のもとに行われたはずだが、最近はまだこの分化が怪しくなっている。農業農村開発銀行は2010年政府議定第14号によってまた政策融資を行うようになり、市場より低金利な分は政府による利息補助がある。農業農村開発銀行は独立経営が建前だが、国有銀行ということもあり、政府からの干渉から守れず、農業農村以外の融資も禁じられている。また社会政策銀行も、貧困世帯以外の準貧困世帯への融資や雇用創出のための企業・組織への融資を手がけるようになり、農業農村開発銀行の融資範囲にも手をつけるようになった。



第6図 各銀行のROA（総資産利益率）（%）

資料：各機関の Annual Report.

第6図は、国有銀行の農業農村開発銀行（Agribank）と純粋民間の Sacombank と国有銀行だが株式を上場している Vietcombank の各 ROA（総資産利益率）をグラフ化したもので

ある。この中で純粋民間の Sacombank はもっとも ROA が高く且つ安定している。Vietcombank の ROA は上昇傾向にある。国有銀行とはいえ株式を上場するために財務内容を明確にする必要があることから効率的な経営が目指されているのだろう。これに対して国有銀行の農業農村開発銀行はもっとも ROA が低く且つ不安定である。国有銀行であることから経営が政府の介入を受け自主的な経営判断ができないことが背景にあると思われる。

(iii) 政策金融の実施体制

社会政策銀行の農村部における個人向け無担保融資は集落単位の農民会 (Hoi Nong Dan) や婦女連合会 (Hoi Lien Hiep Phu Nu) を通じてもたらされる。

第6表は、社会政策銀行の貧困融資の債務残高に占める貸倒償却の割合を図示したものである。「1. ベトナムの歴史と農村社会」で前述したように紅河デルタでは元々村落共同体的結合が強い。紅河デルタの方がメコンデルタよりも貸倒率が低いのは、村落共同体的な相互監視がもたらしているものと思われる。

第6表 貧困融資の債務残高に占める貸倒償却の割合 (%)

	2009	2010	2011	2012
紅河デルタ	0.175	0.116	0.059	0.034
メコンデルタ	2.186	1.679	1.272	1.508
全国	0.608	0.440	0.275	0.352

資料：筆者自身による社会政策銀行本部での聞き取り。

なお、農民会や婦女連合会はベトナム祖国戦線 (Mat tran To quoc Viet Nam) に属する組織である。祖国戦線はベトナム共産党の意思を代弁して選挙の際に候補者を推薦するなど地方における共産党の重要な翼賛組織である。ベトナム政府が祖国戦線の組織を通じて農民へ貸付を行っているのは、今後の政治的多元化を見据えて農村部における共産党の影響力を保持するためである (岡江(2004))。そのため、日本の場合と違ってベトナムの合作社 (農協) が政策金融に関与できる可能性は低い。

3. 農業生産・貿易動向

(1) 農業生産・食料消費の現状

ベトナム経済に占める農業・農村の位置を知るために、農林水産業の GDP・輸出金額・就業人口に占める割合と農村に居住する人口の割合を第7表に示した。いずれの数値も経済成長に伴って年々減少傾向にあるが、GDP の割合が現在では 20%弱であるにもかかわらず、就業人口では今なお約半数が農林水産業に従事している。ベトナムの多くの農家が零細な農地で自給的な農業を営んでいることがわかる。

さらに人口の面では、今なお7割以上の人口が農村に居住している。このことは農村内の非農業セクターの占める割合が多いことを示している。これは「1. (6) ドイモイ体制下のベトナム」「2. (1) ドイモイ路線による農政改革」で前述した、①さらなる高度成長への志向と②雇用促進と各地域の均等開発の両立というドイモイ政策の要求をみたすために、1990～2000 年代に地方都市に工業団地を建設し農村部から雇用吸収をはかったことが背景にある。北部の紅河デルタにおいては農民は水田を手放そうとしないが、このことは農業生産の向上という面ではマイナスでも、農村工業化の面では安価な労働力提供(村からの工場日帰り通勤なら食費・宿舎費は不要) という点でプラスになっている。

第7表 ベトナム経済に占める農業・農村の割合

	1990	1995	2000	2005	2010
GDP に占める農林水産業の割合 (%)	38.7	27.2	24.5	19.3	18.9
就業人口に占める農林水産業の割合 (%)	73.0	71.3	68.2	55.1	49.5
人口に占める農村居住者の割合 (%)	80.5	79.3	75.9	74.5	72.0

資料：TCTK(1994, 2002, 2013).

ベトナム農業の中心となるのは稲作である。およそ8割の農家が稲作に携わっている (Nguyen Ngoc Que(2009))。また消費カロリーの面でも、2009 年現在コメの割合が 51.7% (日本は 21.3%) と依然として極めて高い (FAO (online))。またベトナムは 1996 年以降はタイに次ぐコメ輸出国となっており、輸出品としてもコメは重要である。

コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ (2012 年の生産量の 15.7%) と南部のメコンデルタ (55.6%) で行われている (TCTK(2013))。この両デルタ以外のベトナムの各地域 (第1図参照) では、コメは常にギリギリ自給できるかもしくは不足の状態にある (Nguyen Ngoc Que(2009))。北部ではおおむね2期作、南部では3期作でコメが栽培されている。ベトナムではコメの3作期を冬春作 (Lua dong xuan)・夏秋作 (Lua he thu)・ムア作 (Lua mua) と呼んでいる。

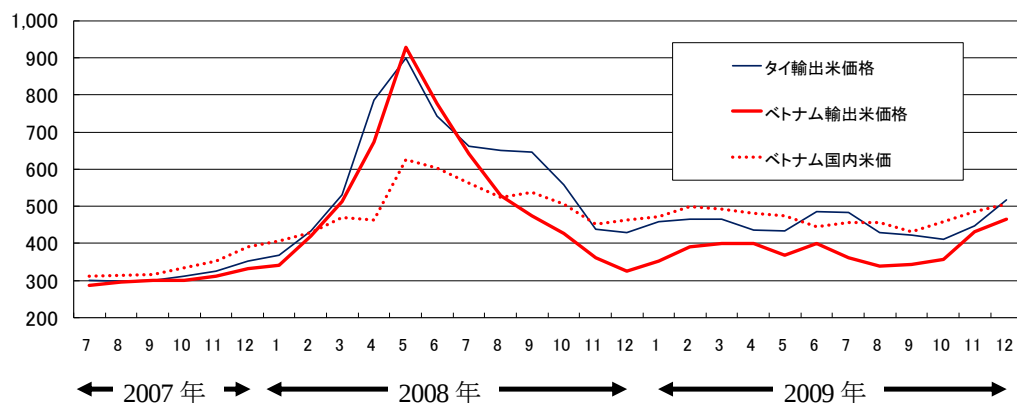
（２）コメ輸出の概況

ドイモイ以前のベトナムでは、すべての輸出入活動は輸出入貿易国営会社によって行われ、また輸出品を生産する会社もそれぞれの担当官庁（例えばコメは農業省）によって管理されてきた。また何をどれだけ生産・輸出するかは国家計画委員会の指令によって決定されていた（トラン(1996)）。ドイモイ政策導入後は徐々に規制緩和が図られ、2001年4月4日付け第46号首相決定（CPVN(2001)）によってコメの輸出割当が廃止された。しかし同決定は政府間契約の輸出米については、商務省（現商工省）が輸出を行う企業を指定すると同時に契約の一部の量（輸出の権利）を各地方省に割り当て、各省は省内企業に輸出量を割り当てることを規定している。政府間契約の輸出米に占める割合の大きさ（8割程度）から、実質的には2001年以降も実質的には輸出割当制度と同様の政府による規制が続くことになった。

さらに民間契約でもコメ輸出を行う業者は一件ごとにベトナム食糧協会に届け出をして、協会からの承認書がなければ税関を通せないことになっている。食糧協会は1989年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが、協会に参加している業者のほとんどは南北食糧総公司⁽¹⁵⁾及びその傘下の国有企業であり、コメ輸出を独占するとともに政府の下請け事業を行っている。協会の承認はほぼフリーパスとはいえ、輸出企業への監視は常時行える体制となっている（伊東(2007)）。

（３）世界食料危機への対応とその影響

2008年にベトナムが深刻な食糧不足に陥った訳ではないにもかかわらず食糧価格の高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸出品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第7図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007後半～09年における変動をグラフ化したものである。2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体も急騰することになった。国内の物価高騰への対策の一環として2008年3月に6月末までの間は新たにコメ輸出の契約は行わないことを決定した。それによって、3月以降の国内米価は抑えられたが、反面ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。



第7図 2007年後半～09年におけるタイ輸出米価格・ベトナム輸出米価格
・ベトナム国内米価

資料：価格はCCPD TV(2010)、TTPNN(2009)より。

注．輸出米価格は両国とも25%碎米価格。ベトナム国内米価は、メコンデルタのカントー市（第1図の57.）における通常米（Gao te thuong）価格。単位はいずれも米ドル/t。

2008年におきた世界食料危機がベトナムのコメ生産に与えた影響を知るために、第8-1、8-2表に作期ごとのコメの作付面積・単収を危機前の2007年と最新の2012年で比べてみた。これをみると両地域ともほとんどの作期で作付面積・単収の双方で上昇させていることがわかる。特に顕著なのは、メコンデルタにおける夏秋米の作付面積の拡大が著しい。これは農民が市場動向に敏感に反応し、まず最も単収の高い冬春作で限界まで面積を拡大し、その後その次に単収の高い夏秋米の作付面積を拡大したことを物語るのであろう。

第8-1表 作期ごとのコメの作付面積・単収（2007年）

	紅河デルタ（北部）			メコンデルタ（南部）			全国	
	栽培期間	作付面積	単収	栽培期間	作付面積	単収	作付面積	単収
冬春作	12～翌5月頃	553	5.8	11～翌4月頃	1,507	6.0	2,989	5.7
夏秋作	（栽培していない）			4～8月頃	1,800	4.6	2,205	4.6
ムア作	7～11月頃	559	5.6	8～11月頃	378	3.5	2,008	4.4
合計		1,112	5.7		3,684	5.1	7,201	5.0

資料：TCTK(2008)。

注．作付面積の単位は千ha，単収の単位はt/ha。

第 8-2 表 作期ごとのコメの作付面積・単収（2012 年）

	紅河デルタ（北部）			メコンデルタ（南部）			全国	
	栽培期間	作付面積	単収	栽培期間	作付面積	単収	作付面積	単収
冬春作	12～翌 5 月頃	565	6.6	11～翌 4 月頃	1,580	6.9	3,124	6.5
夏秋作	（栽培していない）			4～8 月頃	2,213	5.3	2,660	5.3
ムア作	7～11 月頃	574	5.5	8～11 月頃	388	4.6	1,969	4.8
合計		1,139	6.0		4,181	5.8	7,753	5.6

資料：TCTK(2013).

注. 作付面積の単位は千 ha, 単収の単位は t/ha.

（４） 世界食料危機後の新政策とその後の影響

世界食料危機を受けて、農業問題が 2008 年 7 月に開催された第 10 期ベトナム共産党中央執行委員会第 7 回総会において議論され、それは翌 09 年 12 月 23 日公布の「国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号」（CPVN(2009b)）として政府の今後の食糧政策の方針として正式に決定された。さらにそれを執行するために政府議定 109 号（CPVN(2010b)）が 2010 年 11 月 4 日に公布（施行は 2011 年 1 月 1 日）された。この二つの政府文書から、新しく導入された政策を以下に紹介する。

１） 価格支持策

2009 年 3 月 9 日に首相府において第 78 号通達（CPVN(2009a)）が公布された。同通達で出された方針はコメ生産費のうち少なくとも 30%は生産者の利益となるように南北食糧総会社は買取価格を設定し、関係機関・銀行はそれを支援するために総会社への優遇策を取るというものである。これはドイモイ以降市場の変動にさらされてきた稲作農家にとっては、画期的な価格支持策の導入であった。稲作生産費の 30%を生産者の利益とする方針は、同年 12 月 23 日の政府議決 63 号にも盛り込まれた。

さらに 109 号議定によって、2011 年からは新たに国内の下限価格（基準買取価格）と上限価格（放出価格）、さらに輸出最低価格を設けたシステムへと整備された。基準買取価格の計算方法は以下の通りである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が稲作生産費の 30%を生産者の利益となるように計算して基準買取価格を決定する。収穫期になって市場価格が基準買取価格より下になるようであれば、政府（農業農村開発省・財務省・商工省・国家銀行・食糧協会）はコメの販売価格が下がらないような策を講じることになっている。さらに財務省は各期に国内外の市場等を勘案して最低輸出価格を定めることになっている。また買取りの上限価格（放出価格）も各期に設定し、国内市場価格が放出価格を上回ったら業者に備蓄米を国内市場に放出させる規

定も設けた。

63 号議決で保証されている稲作生産費の 30%という数字の意味を考えてみるために、アンザン省（第 1 図の 53.）の冬春作（雨季作）の利益率を計算してみると、2006 年は 54%、2007 年は 46%、2008 年は 39%と減少している（TTPNN(2008) (2009)）。確かに 2007 年末以降米価は急騰したが、それ以上に肥料などの生産資材の価格高騰のため取り分が減少して農家の不満がたまっていたのであろう。これをみれば、30%の保障は所得移転というほどの水準ではなく、タイにおける導入当初の担保融資制度と同様、季節変動による買いたたきを防ぐための最低価格保障というに過ぎない。

2) 国内備蓄の強化と業者選抜

ベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にも係わらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。前述の臨時備蓄用米の買い取り政策も価格支持だけではなく、国内備蓄を潤沢にして国際米価の変動による国内物価へのショックを和らげることも意図しているのであろう。

さらに 109 号議定では、政府が要求する基準を満たす事業者のみがコメ輸出業者として許可されることになった。具体的な基準は、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている。認可された輸出業者はさらに過去 6 カ月間の輸出量の 10%のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が不当に業者から買いたたかれぬように、その価格情報を公開することになっている。さらに業者は四半期ごとに輸出量と備蓄量を報告する義務がある。

ベトナム政府がこのような乱暴な業者淘汰を 2011 年から導入した背景として、WTO 加盟交渉時に国有企業によってコメ輸出が独占されていることが既存加盟国から問題視され、コメの国家貿易を 2011 年までしか維持しないことを約束させられてしまったこともあるのではないか。この約束に違反しない形で外資参入をできるだけ阻止するために、川上から川下までの流通ネットワークを持つ国有企業に有利な規定を設けたのであろう。

3) 新政策の影響

ベトナム政府が新政策を導入した最大の動機は、インフレ問題の解決であろう。都市住民もふくめた国民全体の生活を守るためであり、農民への利益誘導とまではいえない。そのためコメの在庫量を増やしてコメの価格ひいては国内物価を安定させることを意図したものである。

第 8 図は食料危機が起こる前の 2007 年からのベトナムのコメ在庫量をグラフ化したも

のである。確かに 63 号議決が出された 2009 年以降は在庫量は上昇しており、それなりに効果はあったことがわかる。しかし、63 号議決は容量 400 万トンの貯蔵施設の建設を 2012 年までに完成させるプロジェクトを早急に実施するよう政府に求めているにもかかわらず実際の在庫量はその目標に遠く及ばない。多くの在庫を抱えることは営利事業者にはリスクが大きく、ベトナム政府が本気でこの目標を達成しようとするれば、行政指導だけではなく財政支出を伴う政府の直接的な関与が必要であろう。



第 8 図 2007 年以降のベトナムのコメ在庫量（千 t）

資料：USDA(Online)。

（５） 最新の動向

１） 2013 年の新政策

「２．（２）(ii) 農地の交換分合と民間農場の発展」で前述したように、2003 年頃に、国際競争力強化のために規模拡大を目指す政策が実施されたが、同時に農地使用税の減免措置がとられて社会的弱者にも一定の配慮があった。それから 10 年が経った現在、2013～14 年にかけて再び農地の交換分合が行われており、さらに 2013 年 10 月 25 日には「大規模農業経営と農産物販売と連携の奨励に関する首相決定第 62 号」（CPVN(2013)）が發布（施行は 12 月 10 日）され、大規模農家・民間農場への優遇策が導入された。今回は特に同時に社会的弱者に配慮するような政策は同時には出されずに大規模農家への優遇策を大々的に表明したことは画期的といえる。

しかし同決定の具体的内容をみると、大規模農家・民間農場が農協と協力して販売事業を行う場合、土地免税・工事費や技術普及費用の補助などを政府が行うとあり、農地の集約それ自体を政府が推進するものではない。前述のように、ベトナムの土地法では土地国有の建前のもと土地の「使用権」（事実上の私有権）を個人世帯に与えている。農地の交換分合でも、農家間で農地を交換させるだけであって、借地や農地使用権の譲渡を通じ

て一部の農家へ集積するものではない。また土地法による制限面積の改正も行われていない。同決定の文面で「大規模農家・民間農場」についての具体的定義（経営面積何 ha 以上など）は記載されておらず、借地による規模拡大や複数の農民の共同経営を想定していると思われる。また具体的な条件は地方政府が責任を持つことになっており、南部のメコンデルタ等で行われている大規模経営を追認する以外に、この政策が農地の大規模化に大きく寄与することは期待できないであろう。

2) 最新の政策・貿易動向

2008 年の世界食料危機以降ベトナムのコメ輸出は拡大を続け、2012 年は過去最高の輸出量を達成し、長年世界最大の輸出国であったタイを抜いた。しかしこれはもっぱらタイがコメの担保融資制度によって米価を高騰させたことによるものであり、上記のようにベトナム自身が生産・輸出刺激的な新政策を導入したのではない。2013 年にタイの輸出米価が下がると、ベトナムのコメ輸出量は昨年比 18%減となった。今後はミャンマーがベトナムよりさらに安い価格のコメを輸出する可能性があることから、ベトナムの市場競争力にはきびしいものがある。

2013 年も政府の指示で冬春作と夏秋作の 2 回、臨時備蓄米として支持価格で業者に買い取らせた。しかし営利業者に市場価格以上で買い取らせることに不満も出ており、食糧貿易を行う業者団体の食糧協会は、2010 年 109 号議定をもっと効果的なものとするよう改正を建議している（Xa Luan(2014)）。実際「(4) 3) 新政策の影響」で前述したように、コメ在庫量は政府の目標には達していない。

おわりに

ベトナムは 1980 年代からの脱集団化・経済自由化政策（ドイモイ政策）によって、世界有数の農林水産物輸出国に躍り出た。ドイモイ政策には、①市場経済化と対外開放（事実上の資本主義化）と②社会的公正の実現（理念としての社会主義）の両立という方針がある。これは先に豊かになれる者・地域から豊かになった中国の改革開放政策と比べて、ベトナムの特徴といえる。

2007 年の WTO 加盟は、これまで保護されていた品目の関税化や関税引き下げ等痛みを伴うものであったが、それによって世界中の加盟国に輸出市場を開拓することができ、加盟後はますます輸出を伸ばすことになった。さらに現在 TPP 加盟交渉に参加しており、今後ますますアジア太平洋において存在感を増すことになろう。

昨今の世界食料危機を経て、ベトナムは価格支持や業者選抜など新しいコメ政策を導入した。さらに大規模農業経営による効率化も目指されている。しかし、農家にとって水田は生存維持のために必須のものであり、政府が強制的に農地を回収すれば農民の激しい抵抗を招く。また上記の②社会的公正の実現というドイモイの方針にも反する。そのため現時点では大規模経営に対する優遇措置（各種補助）に止まり、農地の集約それ自体を政府

が推進するものではない。国際市場への一層の参入にむけて今後ともベトナム政府は難しい舵取りを迫られるであろう。

注(1)ベトナムではキン（Kinh, 京）族と呼ばれるが、本稿ではわかりやすくベト族と記載する。

(2)本稿において「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。なお 2008 年に首都ハノイ市の市域が拡大され、旧ハタイ省のほぼ全域とヴィンフック省・ホアビン省の一部を吸収し、面積で約 3.6 倍、人口は約 1.9 倍になった（寺本・坂田(2009)）。また地域区分では 2008 年度の統計年鑑からクアンニン省（第 1 図の 17.）が紅河デルタに区分けされた。本稿において 2007 年までの紅河デルタの数値はクアンニン省を含まない。

(3)本稿の記述における歴史記述は特に本文中に断りがない限り、ベトナム前近代史は石井・桜井編(1999)、桃木(2011)、ベトナム近現代史の情報は古田(1995)、Nguyen Sinh Cuc (1995)、中国史の情報は足立(1998)によるが、本稿における歴史認識はあくまで筆者個人の見解である。

(4)なお 1592 年にハノイを追われた莫氏は越北地方のカオバン（第 1 図の 5.）で明の支持のもと 1677 年まで独立王国を存続させたので、正確にはこの時まではベトナムは 3 つの政権に分裂していたことになる。

(5)仏領インドシナ全域を範囲としていたインドシナ共産党は三カ国（ベトナム・ラオス・カンボジア）独立に伴い分離を決定し、ベトナム一カ国を範囲とするベトナム労働党が 1951 年に誕生した。

(6)ベトナム語では「Mat tran Dan toc Giai phong mien Nam（直訳すると南部解放民族戦線）」。

表向きは自由主義者も含む幅広い反政府勢力の結集を標榜したが、実際には北の共産政権の指導のもとで南ベトナム軍や米軍へのゲリラ活動を展開した。

(7)ポル・ポト率いるクメールルージュは、毛沢東主義に影響を受けて原始共産主義の達成を目指し、反対する国民を容赦なく弾圧した。ベトナム軍の侵攻による権力崩壊までに虐殺した人間は数百万にのぼると言われている。

(8)速水佑次郎は、旧ソ連型中央計画経済体制を消費財部門を最小限に抑え、投資財部門に資源を集中し、高蓄積・高成長を図る「開発モデル」の一種であったと分析している（速水（1995））。

(9)「移行経済（transition economy）」とは旧ソ連型中央計画経済体制から市場経済へ移行しつつある経済のことで、世銀の報告書では共産政権崩壊後の旧ソ連・中東欧、共産政権下で市場経済化を進める中国・ベトナムが取り上げられている。ベトナム共産党第 5 回大会（1982 年）で提唱された社会主義への「過渡期」とは字面は似ているがその意味するところは異なる。もっとも第 8 回党大会（96 年）では「社会主義への道」の概念について「日増しに明確に確定される」としてその確定を事実上先送りにした（竹内(1997)）。さらに第 9 回党大会（2001 年）からは「社会主義への過渡期」は「社会主義志向の市場経済化」とも称されることになったが、第 10 回党大会（2006 年）においてもその定義を明確に示さなかった（坂田(2006)）ことから、共産党指導部自身が「社会主義への過渡期」論をどこまで本気で考えているかは疑問である。

(10)2000 年 9 号議決の路線は 2005 年の第 150 号政府首相決定（CPVN(2005)）によってさらに補強された。同決定は、①2003 年土地法に沿った農地政策執行と農地交換分合推進②AFTA と WTO 加盟交渉のための国際的合意事項遵守③品目ごとの生産適地特定と生産集中、といった点が新たに付

け加えられている。

- (11)ナムディン省の調査村では、一人あたりの農地使用面積が平等になるよう、人口が減った世帯から農地をとりあげて人口が増えた世帯へ多く分配されている。これは 1993 年土地法で保障された個人の土地使用权（事実上の所有権）を侵害する行為であるが、村落による公田管理の伝統が長い当地では大きな支障もなく行われたようである。
- (12)ベトナム語の”trang trai”を本稿であえて「民間」農場と訳したのは、この新しい形の農場の他に集団農業時代からの国営農場（Nong truong quoc doanh）が北部を中心に存続しているからである。国営農場では、農場が土地と生産資材を管理し農民を労働者として雇って国の指令で生産を行っている。
- (13)合作社法は協同組合（合作社）全体を規定した法であり、現代のベトナムには農業とは無関係な合作社（運輸合作社・工業合作社など）も存在する。本稿において「合作社」とは農業関連の合作社のみを指すこととする。
- (14)合作社法は 1996 年 3 月に国会を通過したが、施行は 97 年 1 月である。
- (15)食糧総公司是 1984 年に主に食糧輸入を行う国家食糧総公司として設立され、1995 年に北部食糧総公司和南部食糧総公司に再編された。南北食糧総公司是自ら貿易業務を行うとともに、地域の国営食糧公司を傘下に置くことにより、国内のコメ流通にも影響力を及ぼしている（坂田(2003)）。

[引用・参考文献]

日本語文献

- 足立啓二（1998）『専制国家史論—中国史から世界史へ—』、柏書房
- 泉田洋一（1999）「ヴィエトナムの農村金融改革」、石川滋・原洋之介編『ヴィエトナムの市場経済化』、東洋経済新報社
- 石井米雄・桜井由躬雄編（1999）『東南アジア史. 1(大陸部)』、山川出版社
- 石田暁恵（2002）「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」、石田暁恵（編）『2001 年党大会後のヴィエトナム・ラオス—新たな課題への挑戦—』、アジア経済研究所
- 伊東正一（2007）「ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム」『平成 18 年度海外農業情報分析事業アジア大洋州地域及び中国地域食糧農業情報調査分析検討事業実施報告書』、国際農林業協力・交流協会
- 上田新也（2010）「ベトナム黎鄭政権における徴税と村落」『東方学』第 119 号
- 苑鵬（2013）「中国農民專業合作社の発展の現状・問題と今後の展望」、『農林金融』、2013(2)
- 大鎌邦雄（2012）「日本における小農社会の共同性」、杉原薫・他編『歴史の中の熱帯生存圏（講座生存基盤論 第 1 巻）』、京都大学学術出版会
- 太田原高昭（1992）『系統再編と農協改革』、農山漁村文化協会
- 岡江恭史（2004）「ベトナム農村金融における集落の役割」『農林水産政策研究』第 6 号、農林水産政策研究所
- 岡江恭史（2010）「WTO 加盟とドイモイ農政の新展開—グローバリゼーションと社会主義ベトナム—」『東南アジア—歴史と文化—』第 39 号、東南アジア学会
- 坂田正三（2003）「ベトナムのコメ流通—流通構造からみたドイモイの再評価—」高根務編『アフリカと

- アジアの農産物流通』, アジア経済研究所
- 坂田正三 (2006) 「2006～2010 年の経済発展の方向性」, 坂田正三 (編) 『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所
- 桜井由躬雄 (1987) 『ベトナム村落の形成』, 創文社
- 竹内郁雄 (1997) 「ベトナム共産党第 8 回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』第 38 巻第 8 号, アジア経済研究所
- 田原史起 (2009) 「農業産業化と農村リーダー—農民専門合作社成立の社会的文脈—」, 池上彰英・寶劔久俊編『中国農村改革と農業産業化』, アジア経済研究所
- 寺本実・坂田正三 (2009) 「2008 年のベトナム」『アジア動向年報 2009』, アジア経済研究所
- トラン・ヴァン・トゥ (1996) 『ベトナム経済の新展開：工業化時代の始動』, 日本経済新聞社
- トラン・ヴァン・トゥ (2003) 「ベトナムドイモイの成果と課題—」, 渡辺利夫 (編) 『アジア経済読本 (第 3 版)』, 東洋経済新報社
- 中根千枝 (1967) 『タテ社会の人間関係』, 講談社
- 中根千枝 (1978) 『タテ社会の力学』, 講談社
- 速水佑次郎 (1995) 『開発経済学—諸国民の貧困と富—』, 創文社
- フォール, バーナード (高田市太郎訳) (1966) 『二つのベトナム』, 毎日新聞社
- 藤田麻衣 (2006) 「ベトナムの WTO 加盟への歩み」, 坂田正三 (編) 『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所
- 古田元夫 (1995) 『ベトナムの世界史』, 東京大学出版会
- 三宅優 (1983) 「<翻訳>ベトナム社会主義共和国憲法：1980 年 12 月 18 日採択」, 『熊本短大論集』第 34 巻第 2 号, 熊本短期大学
- 桃木至朗 (2011) 『中世大越国家の成立と変容』, 大阪大学出版会
- 英語文献・ベトナム語文献 (書籍, 講演及びウェブサイト)
- CCPD TV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010). *Bao Cao thuong nien Nhang hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナムおよび世界のコメおよび次年度の展望に関する年次報告)
- Cho, Kenji (2001) “New Agricultural Cooperatives in Vietnam – Discussions Based on the Japanese Experience”, CHO Kenji and YAGI Hironori (eds.) *Vietnamese Agriculture under Market-Oriented Economy*, Agricultural Publishing House
- FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations) (online), FAOSTAT (<http://faostat3.fao.org/faostat-gateway/go/to/home/E>), 2014 年 3 月 11 日アクセス
- Nguyen Ngoc Que (2009) ‘Rice production and food policies in Vietnam’, Agricultural Policy Seminar on “Food Security Policy in ASEAN Region and Individual ASEAN Member States”, 5 March 2009, Tokyo
- Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)
- Nguyen Thai Van (2002) “Cac loai hinh hop tac xa nong nghiep (農業関連合作社の各類型)”. *Nghien*

- cuu Kinh te* (経済研究) 第 285 号. Vien Kinh Te Hoc (経済学研究所)
- NHCSXH (Ngan Hang Chinh Sach Xa Hoi, 社会政策銀行) (2003) *Dieu le ve to chuc va hoat dong cua Ngan Hang Chinh sach xa hoi* (社会政策銀行の組織および活動に関する定款). NHCSXH
- NHCSXH (2012) *Bao cao thuong nien 2011* (2011 年年次報告). NHCSXH
- NHNNPTNT (Ngan Hang Nong nghiep va Phat trien Nong thon, 農業農村開発銀行) (2012) *Bao cao thuong nien 2011* (2011 年年次報告). NHNNPTNT
- TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (1994) *Nien Giam Thong Ke 1993* (1993 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2002) *Nien Giam Thong Ke 2002* (2001 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2003) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001* (2001 年農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2007) *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San nam 2006* (2006 年度農村・農業・水産業センサス). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TCTK (2013) *Nien Giam Thong Ke 2012* (2012 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke
- TTPNN (Trung tam Thong tin Phat trien Nong nghiep - Nong thon, 農業農村開発情報センター) (2008) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2007 va Trien vong 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)
- TTPNN (2009) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam 2008 va Trien vong 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)
- USDA (United States Department of Agriculture) (online) PSD Online (<http://apps.fas.usda.gov/psdonline/psdQuery.aspx>), 2014 年 3 月 11 日アクセス
- World Bank (1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University
- Xa Luan (2014) 2014 年 1 月 14 日付け記事「Nam 2014: Chua bo chinh sach tam tru lua gao? (コメ臨時備蓄政策は 2014 も維持するか?)」, (<http://www.xaluan.com/modules.php?name=News&file=print&sid=793212>), 2014 年 1 月 20 日アクセス
- ベトナム語文献 (共産党・政府文書)
- BNNPTNT (Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon, 農業農村開発省) (2003) *Bao Cao Thuong Nien Nganh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon Viet Nam Nam 2002* (ベトナム農業農村開発 2002 年年次報告). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)
- CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) (1998) So:135/1998/QD-TTg, *Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu phe duyet Chuong trinh phat trien kinh te - xa hoi cac xa dac biet kho khan mien nui, vung sau, vung xa* (特別困難な状態にある山岳地域・僻地各社の社会経済発展計画承認に関する政府首相決定 135 号). 1998 年 7 月 31 日公布
- CPVN (1999) So:67/1999/QD-TTg, *Quyet Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve mot so chinh sach tin*

dung Ngân hàng phục vụ phát triển nông nghiệp và nông thôn (農業農村開発のための若干の銀行貸付政策に関する 1999 年 3 月 30 日付け第 67 号政府首相決定) . 1999 年 3 月 30 日公布

CPVN (2000) *So:9/2000/NQ-CP, Nghi quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府議決 9 号) . 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN (2001) *So:46/2001/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về quản lý xuất khẩu, nhập khẩu hàng hóa thời kỳ 2001 – 2005* (2001～2005 年における物品の輸出入管理に関する第 46 号政府首相決定) . 2001 年 4 月 4 日公布

CPVN (2003) *So:129/2003/ND-CP, Nghi định của Chính phủ về Quyết định chi tiết Nghi quyết số:15/2003/QH11 ngày 17 tháng 6 năm 2003 của Quốc hội về miễn, giảm thuế sử dụng đất nông nghiệp* (2003 年 6 月 17 日付農地使用税の減免税措置に関する第 11 期国会 15 号議決の細目の決定に関する政府議定 129 号) . 2003 年 11 月 3 日公布

CPVN (2005) *So:150/2005/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年及び 2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号) . 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN (2009a) *So:78/TB-VPCP, Thông Báo Kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại cuộc họp với Tổng công ty Lương thực miền Bắc và Tổng công ty Lương thực miền Nam* (南北食糧総会社との会合におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達) . 2009 年 3 月 9 日公布

CPVN (2009b) *So:63/2009/NQ-CP, Nghi quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府議決 63 号) . 2009 年 12 月 23 日公布

CPVN (2010a) *So 41/2010/ND-CP, Nghi Định của Chính phủ về chính sách tín dụng phục vụ phát triển nông nghiệp, nông thôn* (農業農村発展用信用事業の政策に関する政府 14 号議定) . 2010 年 4 月 12 日公布

CPVN (2010b) *So: 109/2010/ND-CP, Nghi Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号) . 2010 年 11 月 4 日公布

CPVN (2013) *So: 62/2013/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng cánh đồng lớn* (大規模農業経営と農産物販売と連携の奨励に関する首相決定第 62 号) , 2013 年 10 月 25 日公布

DCSVN (Đảng Cộng Sản Việt Nam, ベトナム共産党) (1981) *So: 100/CT/TW, Chỉ thị của Ban Bí thư Trung ương Đảng về cải tiến công tác khoán, mở rộng “khoán sản phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hợp tác xã nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示) . 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN (1988) *So:10/NQ/TW, Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号議決) . 1988 年 4 月 5 日公布

QHVN (Quốc Hội Việt Nam, ベトナム国会) (1993) *Luật Đất đai năm 1993* (1993 年土地法) . 1993 年 7 月 14 日可決

QHVN (1996) Luat Hop Tac Xa (合作社法) . 1996 年 3 月 20 日可決

QHVN (1998) Luat sua doi, bo sung mot so dieu cua Luat Dat Dai nam 1998 (1998 年における土地法のいくつかの条文についての修正・補充) . 1998 年 12 月 2 日可決

QHVN (2003a) Luat Dat Dai nam 2003 (2003 年土地法) . 2003 年 11 月 26 日可決

QHVN (2003b) Luat Hop Tac Xa nam 2003 (2003 年合作社法) . 2003 年 11 月 26 日可決